

決算審査特別委員会会議録  
〔平成 22 年第 3 回定例夕張市議会付託〕

平成 22 年 9 月 22 日(水曜日)

午前 10 時 30 分開議

◎付託案件

- (1) 認定第 1 号 平成21年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第 2 号 平成21年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第 3 号 平成21年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第 4 号 平成21年度夕張市老人保健医療事業会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第 5 号 平成21年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第 6 号 平成21年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第 7 号 平成21年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第 8 号 平成21年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第 9 号 平成21年度夕張市水道事業会計決算の認定について

◎出席委員（7名）

高 間 澄 子 君  
伝 里 雅 之 君  
島 田 達 彦 君  
角 田 浩 晃 君  
正 木 邦 明 君  
高 橋 一 太 君  
加 藤 喜 和 君

◎欠席委員（なし）

◎出席参与

市長、副市長、新山・松倉両監査委員、教育委員

長、教育長、理事、室長のほか、関係の課長等

午前 10 時 30 分 開議

●角田委員長 ただいまから、決算審査特別委員会を開催いたします。

●角田委員長 本日の出席委員は 7 名、全員であります。

ほかに議長が出席されております。

次に、参与の出席であります。市長、副市長、新山・松倉両監査委員、教育委員長、教育長、消防長、理事、室長のほか、関係の課長等であります。

●角田委員長 次に、第 3 回定例市議会において本委員会に付託されました、認定第 1 号ないし第 9 号の 9 案件であります。この審査の進め方についてであります。初めに理事者から決算の概要について説明を聴取し、次に理事者の説明に対する質問並びに大綱的な質疑を行い、次に一般会計の歳出より「款」ごとに各会計決算書、証書類と順次審査を行い、最後に審査結果を取りまとめ、採決を行いたいと存じますが、そのように取り進めてよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特に異議もないようでありますから、そのように取り進めてまいります。

●角田委員長 それでは、理事者の説明を求めます。

地域再生推進室長。

●石原地域再生推進室長 平成 21 年度夕張市各会計の決算につきまして、お配りをしております決算報告書によりご説明申し上げます。

まず、予算編成から決算に至るまでの経過の概要につきまして 2 ページをお開き願います。平成 19 年 3 月 6 日総務大臣より同意された財政再建計画の実質 3 年目となる平成 21 年度普通会計予算編成は単年度赤字解消額約 10 億 1,000 万円を着実に解消する

ことを前提に、これまでの予算の執行状況と新たに生じた諸課題を整理し、また国による地方財政の運営指針や地方を取り巻く状況等を勘案しながら進めました。

平成 21 年度予算編成時においては百年に一度ともいわれる世界的な金融危機に伴い、景気や雇用情勢が急速に悪化する状況にあり、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少が見込まれ、また社会保障関係経費の自然増や公債費償還が高い水準で推移するなど、地方財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にありました。このような状況のもと、国においては国民生活の不安を解消するとともに地域の雇用を維持するため、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、切れ目ない連続的な施策を掲げ補正予算による生活対策、経済危機対策等の対応や新年度予算では既定の加算とは別枠で地方交付税の増額を行うなどの地方財政計画が示されました。

本市においても、計画に沿った赤字の解消を着実に進めるとともに安心・安全をベースとした市民生活の維持を基本とし、当初再建計画で見込んだ歳入、歳出の見直しを行いながら限られた予算のなか、市民生活に密接に関わる経費の計上を最優先に掲げ予算編成を進めました。財政再建計画や前年度予算と当初予算の比較において、歳入は計画を上回る人口の減少や経済情勢の悪化などにより市税や住宅使用料をはじめとした各種使用料、手数料を減額と見込む厳しい内容となりましたが、普通交付税で増額を見込み、ほぼ前年度どおりの一般財源となりました。一方、歳出は計画で提言した各経費の見直しや計画にはない義務的経費の計上、国等の制度改正への対応を行いながら臨時的経費についても必要性、財源を考慮し計上しました。

この結果、実質予算ベースではほぼ前年度同額の予算を計上することができ、3 月 6 日に財政再建計画変更の同意を総務大臣より得て、また 3 月 27 日には当初予算の議決を得て平成 21 年度予算はスタートしました。

また、同時に地方公共団体の財政の健全化に関す

る法律が平成 21 年 4 月 1 日から施行され、この法律に基づく本市の平成 20 年度健全化判断規律は財政再生基準を超えることが確実な状況にあったため、平成 21 年度中の財政再生計画の策定に向けて予算執行と並行した作業が進められました。その策定においては、これまで実施してきた財政再建計画における諸課題を懸案事項として整理し検討を重ねてまいりましたが、それは前述した国の補正予算に伴う各種交付金への対応にも役立つことになりました。

補正予算の状況は、地域活性化経済危機対策臨時交付金や地域活性化きめ細かな臨時交付金、また緊急雇用創出事業交付金や子育て応援特別交付金など、連続して実施された国の施策に伴う予算関連の事業が多くを占めました。これら国の補正予算に関わる本市への交付総額は一般会計決算で約 6 億円となり、厳しい財政状況にある本市にとって非常に効果的なものとなりました。また、低利債への借り換え、債務負担の一部一括償還を実施し、後年次利子の負担軽減を行いました。財政再建計画の変更は 6 月、9 月、12 月の計 3 回行い、3 月は財政再生計画の中の対応となりました。

当初予算においては、単年度赤字解消額約 10 億 1,000 万円を見込んでいましたが、最終的に財政再生計画において公共下水道事業会計の赤字額約 11 億円の解消、約 322 億円の再生振替特例債の借り入れなどによって、一般会計最終予算は収支均衡となりました。

決算において、一般会計は最終予算と比較すると特別交付税や市税収入などの歳入増、扶助費など義務的経費や各事業における入札執行、節約などによる歳出減と関連財源の減などによって実質収支約 4 億 2,000 万円の黒字となりました。

また、特別会計においても全ての会計で収支均衡以上となり、今後も適正な運営を図ってまいります。

財政再生計画策定と並行し進んだ平成 21 年度予算執行は、最終的に見込みを上回る収支を達成することができましたが、これも市民皆様のご理解とご協力、また夕張市へ様々な支援をしていただいた関

係各位の賜物によるものと認識し、今後も引き続き着実な財政の再建を図り、山積する諸課題に適切に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4 ページから 14 ページにあります普通会計事業別決算に関する調べであります。一般会計及び診療所事業会計における全事業を掲載しておりますので後ほどご参照いただきますようお願いし、説明を省略させていただきます。

次に、15 ページをお開き願います。

一般会計の決算につきましては、下段に記載のとおり歳入決算額 429 億 6,036 万 9,000 円に対し、歳出決算額は 425 億 422 万 7,000 円となり、差し引き残額 4 億 5,614 万 2,000 円に翌年度繰越財源 3,142 万 5,000 円を差し引いた額 4 億 2,471 万 7,000 円は全額繰り越しいたしました。

16 ページ、17 ページは科目別の執行状況、18 ページは市税の内訳、19 ページから 21 ページまでは性質別の内訳を記載しております。

続きまして、22 ページ、23 ページ、国民健康保険事業会計の決算につきましては、22 ページ下段に記載のとおり歳入決算額 21 億 1,340 万 5,000 円に対し、歳出決算額は 20 億 3,122 万 5,000 円となり、差し引き残額 8,218 万円は全額繰り越しいたしました。

次に、24 ページ、25 ページ、市場事業会計の決算につきましては、記載のとおり歳入決算額 317 万 6,000 円に対し、歳出決算額は 212 万 8,000 円となり、差し引き残額 104 万 8,000 円は全額繰り越しいたしました。

次に、26 ページ、27 ページ、老人保健医療事業会計の決算につきましては、記載のとおり歳入決算額 4,038 万 8,000 円に対し、歳出決算額 2,820 万円となり、差し引き残額 1,218 万 8,000 円は全額繰り越しいたしました。

次に、28 ページ、29 ページ、公共下水道事業会計の決算につきましては、記載のとおり歳入決算額 14 億 1,146 万 9,000 円、歳出決算額 14 億 1,146 万 9,000 円と、歳入歳出同額となりました。

次に、30 ページ、31 ページ、介護保険事業会計の

決算につきましては、記載のとおり歳入決算額 14 億 8,778 万 4,000 円、歳出決算額 14 億 8,778 万 4,000 円と、歳入歳出同額となりました。

次に、32 ページ、33 ページ、診療所事業会計の決算につきましては、記載のとおり歳入決算額 7 億 7,166 万 8,000 円、歳出決算額 7 億 7,166 万 8,000 円と、歳入歳出同額となりました。

次に、34 ページ、35 ページ、後期高齢者医療事業会計につきましては、記載のとおり歳入決算額 2 億 3,067 万 9,000 円に対し、歳出決算額 2 億 3,048 万 2,000 円となり、差し引き残額 19 万 7,000 円は全額繰り越しいたしました。

最後に、36 ページから 39 ページにかけて掲載しております内容につきましては、参考としてご覧いただきたいと思っております。

以上で水道事業会計を除く各会計の決算の概要について説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

●角田委員長 建設課総括主幹。

●小林建設課総括主幹 お手元に配付の水道事業会計決算の概要資料に基づきまして、決算の内容についてご説明申し上げます。

資料 1 ページは、水道事業会計決算の概要を表にしたものであります。

表の左側は、収益的収入及び支出についての最終予算と決算額を比較したものであります。収入は上の段、支出は下の段の表で表示しております。収入の決算額(C)は、3 億 9,834 万 689 円となり、予算対比(B-C)で 578 万 7,311 円の減となりました。支出につきましては、決算額(C)が 2 億 8,408 万 8,707 円となり、予算対比で 1,506 万 293 円の不用額となりました。収益的収支差し引きは、一番下の段の再掲(C)で表示しておりますが、税込みで 1 億 1,425 万 1,982 円の経常利益となりました。

次に、右側の資本的収入及び支出について、収入から説明いたします。収入の決算額(C)は、6 億 6,530 万円となり、予算対比で 14 万 8,000 円の減となりま

した。支出につきましては、決算額 C が 8 億 5,709 万 6,023 円となり、予算対比で 88 万 6,977 円の不用額となりました。資本的収支の差し引きは、(再掲)の C 欄小文字 a で表示しておりますが、1 億 9,179 万 6,023 円の不足となります。

この結果、前段の収益的収支を合わせた総支出、小文字(c)で表示しておりますが、7,754 万 4,041 円の不足となり、当年度消費税資本的収支調整額並びに当年度損益勘定留保資金で補てんし、前年度は 3,698 万 2,907 円の資金不足でありましたが、最終的に 1,513 万 7,345 円の資金余剰となりました。

次に、資料 2 ページ、資料 1 ページの裏で表示しておりますが、本表は平成 16 年度から平成 21 年度までの収支比較表であり、右端の集計は前年度と比較したものであります。収益的収支における営業収益の減は、給水人口減少に伴う料金収入の減により前年度 1,013 万 1,000 円の減、対前年度比 2.6%の減となりました。収益的支出は前年度より 3,381 万 9,000 円の減となりましたが、昨年度は第三セクターの破産による特別損失 2,701 万円による影響が大きかったためであります。資本的収支における収入及び支出の対前年度増につきましては、繰上償還による増であります。

次に、資料 3 ページであります。平成 16 年度から平成 21 年度までの給水収益の内訳でありまして、右端の集計は前年度と比較したものであります。1 番右下の給水収益の減 1,154 万 6,000 円は、前年度比 3.0%の減で、平成 19 年、20 年度における給水収益の減少比率が 5.9%、7.5%でありましたことから平成 18 年度 3 月の財政再建による給水収益の減少の影響もようやく落ち着いてきたものと思われま。特に、家事用の減少件数 1,409 件は、前年度比 2.1%の減でありまして、昨年度は 3.1%、一昨年度 4.3%の減からも市外転出による影響はある程度歯止めがかかったものと思われま。また、同様に業務用の減少件数につきましても 159 件と前年度対比 2.8%の減でありまして、昨年度は 3.6%、一昨年度は 6.5%の減でありましたことから平成 18 年度 3 月

の財政再建に伴う業務施設の減少数についても落ち着いてきたものといえます。業務用収益についても昨年度は大口使用者の収益減により 2,326 万 7,000 円の減と落ち込みましたが、本年度は新たに新企業による水需要の影響により給水収益が増え、減少額も 602 万 1,000 円で前年度対比 4.5%と例年並みとなったものであります。今後も景気の先行き不透明感が続くために不安定な収入状況が続くものと思われま。

次に、資料 4 ページであります。平成 21 年度の未収金の内訳であります。

決算書での未収金の額は 3 月 31 日現在のものでありまして、給水収益の現年度が 9,962 万 9,520 円、給水収益の過年度が 5,346 万 2,378 円で、未収金合計額は 1 億 5,309 万 1,898 円でございます。実質的な納期としていました 5 月末現在では、給水収益の現年度が 4,827 万 5,123 円、給水収益の過年度が 5,270 万 8,047 円、合計で 1 億 98 万 3,170 円であります。昨年度と比較いたしますと現年度で 1,689 万 8,470 円の増となりましたが、昨年度の 10 月より奇数月の 2 月検針としたことから 2 月分、3 月分の使用料金が 3 月に検針し、2 月分が 3 月請求で 4 月納期、3 月分使用料が 4 月請求で 5 月納期となったため、出納閉鎖の 5 月中旬の決算資料には 3 月分使用料 2,278 万 426 円が納入されていない精算となっております。従って、現年度実質給水収益金は 3 月分使用料金 2,278 万 426 円を差し引きますと 2,549 万 4,697 円となり、前年度より未収金が 588 万 1,956 円減少し、収納率は 93.3%となり、1.3%上昇したこととなりました。過年度未収金では 1,984 万 7,018 円の増額となり、平成 21 年度未収金は前年度より 1,254 万 9,462 円増額となりました。6 ページに滞納状況を昨年度と比較した表を載せておりますが、今年度の滞納件数が昨年と比べて 5,769 件と非常に多い理由は 4 番のその他(一時的な未納、完納見込等) 5,183 件中に 5,085 件の 3 月分使用料件数と完納見込件数 98 件が含まれているためであります。従って、3 月分使用件数 5,085 件を引いた今年度の実

質的滞納件数は 684 件となり、滞納料金につきましても 3 月分使用料金 2,278 万円を差し引いた 7,820 万 3,000 円となります。滞納状況の内訳につきましては景気の回復が思わしくなく計画的に返済しているため、一度に返済する事が出来ない状況が続いておりますが、完納に向け納付約束を履行中の人、約束を一部履行中だが完納は困難な人、破産手続き中や転出による居所不明者が増えたことによるものがありますのでご参照下さい。また、滞納状況の表は昨年度までの 21 項目の分類を代表的な 6 項目としたものであります。後ほど総務管財グループより滞納状況一覧表の説明がありますが、下水道会計につきましても奇数月検針により 3 月分使用件数 1,305 件、料金 490 万 9,000 円が未収金として計上されております。上下水道合わせますと昨年度より件数で 6,390 件、未収金額 2,768 万 9,000 円が増えている状況として報告されますが、3 月分使用料金が未収金と計上されているものでありますから、この分を未収金から差し引きますと上下水道とも収納率については前年度より水道では 1.9%、下水道では 0.5% とそれぞれアップしております。

次に、資料 5 ページに戻りますが、給水収益の構成比を前年度決算数値と比較したものでありますのでご参照願います。

以上で資料の説明を終わりましたが、平成 18 年度の財政破綻に伴う給水収益の減少は一応落ち着いてきましたが、今後も景気の先行き不透明感が続くため、平成 22 年度以降においても給水収益の確保は非常に不安定な状況にあります。また、施設の老朽化に伴う修繕工事も毎年増加していることから、来年度から浄水場の更新、改築事業を中心とした第 8 期拡張事業を計画いたしました。未収金対策及び経費の節減に努め、資金収支の均衡を維持するため、料金の値上げについても検討して安全でおいしい水の安定供給に努めてまいりますので何卒よろしくご審議うえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 続きまして、皆様のお手元に配付しております資料横表 1 枚ものですが、平成 21 年度市税等滞納状況一覧についてご説明申し上げます。

昨年までの様式から一部内容を変更しております。左欄の区分の内容を変更したうえで上下 2 段に分け、合計 15 科目の未収金の状況の一覧をお示ししたものでありまして、下段の 1 番右にその数値を集計しております。様式を変更いたしましたのは財政再生計画策定時に個別外部監査を受けました際に監査人より有効且つ効率的な滞納整理作業のため、回収可能性の観点からの再分類及び集計が必要との指摘を受けておりまして、庁内に設置する収納対策委員会において協議のうえ、滞納における原因を重視した区分の内容にし、見直したものでありますのでご理解を願いたいと存じます。

資料に記載しております各行につきましては滞納原因であります。各科目ごとに 1 の納付意識が希薄、2 は納付資力が低い、3 の接触不能、4 のその他に分類し、2 と 3 につきましてはさらに細かな分類を行ったうえ、それぞれの滞納件数と金額を記載しております。なお、件数につきましては各科目の重複を含めた延べ人数でありまして総計で 9,712 件、7 億 7,634 万 6,000 円、前年対比で申し上げますと 6,500 件、金額で申し上げますと 4,128 万 3,000 円の増となっておりますが、この大きな要素としては、ただいま上下水道グループよりご説明しましたとおり、各月検針の実施の影響による 3 月分が未収扱いになっているという特殊な事情がございましたので、大幅な増となっていることをご理解願いたいと存じます。

資料には数字が出ませんが上下水道料金の未収扱いとなった部分の影響額が全て収納されたものと仮定すれば平成 21 年度における総計は前年対比で 110 件の増、1,359 万 4,000 円の増となりまして、未収金の総額としては 7 億 4,865 万 7,000 円程度となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。

●角田委員長 それでは、説明に対する質問並びに大綱的な質疑に入ります。

高橋委員。

●高橋委員 「款」「項」「目」が大綱でと思ったんですけども、ちょっと数字上も大きいことでありまして、全般的にお聞きしていくという部分で大綱部分の冒頭のなかでお聞きをしていかなければならないのかと思っております。

財産収入の未収金の中で 3,400 万円超計上されているものがございますけども。まず、この部分の内訳、述べられるまでの経過、これについてまずお答えいただければというふうに思っておりますのでお願いします。

●角田委員長 地域再生推進室長。

●石原地域再生推進室長 ただいまの高橋委員のご質問にお答えいたします。

決算書の 75 ページ、不動産売払収入 3,416 万 7,000 円の未済額という内容のご質問でございます。この内容につきましては、農産物処理加工センターの売却代金の未収金でございます。これまでの未収に至る経過につきましてご報告をさせていただきます。まず、昨年 11 月、夕張市農産物処理加工センターと 3 施設及び土地の売却につきまして条件付き一般競争入札を行った結果、株式会社アンサーに決定したところでございます。現在につきましてはユウバリ株式会社ということで解消をしております。処分価格は 3,716 万 7,000 円で、農産物処理加工センター第 1 工場、めろん城とカサブランカ、この 2 施設、これは無償譲渡としたものでございます。次に、21 年、昨年 12 月ですが、財産の処分について市議会の議決を受け、その後売買契約を締結しまして売却代金の納付期限を本年 3 月末日としたところでございます。次に、3 月末時点でございますけども、ユウバリ株式会社村上社長から資金については当初私が会長職である薬品治験の会社、株式会社アクレジャパンより資金調達する計画であったが、社内協議により個別に資金調達することとなったため、現在金融機関と折衝中であると、この旨の連絡があり、

市として出納整理期間内の納入を確認したところでございました。次に、4 月に入りまして売却代金の内入れとして 300 万円の納付があったところでございます。続いて 5 月ですが、5 月末、出納整理期間の期限でございますけれども、先方より地元金融機関と融資交渉を進めてきましたが、信用保証協会へ度重なる資料の提出を求められ、これに時間を要し、最終的に協会の判断により融資が見合わされたという事でした。そこで、今後についてどうするというお話になりまして、今後についてはアクレジャパン株式会社からの借入を前提に再度資金調達方法を見直したいと、この旨の報告があり、市としては 8 月末までに残金完納するよう会社に通知をしたところでございます。続いて、9 月ですけども、結果としまして 8 月末に残金納入がなされなかったことを受けまして、先方の社長から市に説明及び依頼事項がありました。その内容につきましては、株式会社アクレジャパンの資金計画や株主対策を行ううえで 8 月末までの納入がどうしてもできなかったと、残金支払いについては 22 年度末までの分割払いを切にお願いをしたい。これはアクレ側の了承も取り付けているというものでありました。そこで、今般ユウバリ株式会社側から今後のアクレジャパンの資金供給を証する誓約書、これを含めた書面の提出があったところです。当市としましては、契約解除という選択肢も検討いたしましたが、今後の地域振興策について考慮したところ長芋焼酎をはじめとする夕張の特産品を守ることを、そのために農産物処理加工センターを有効に使っていただくことがこの度の施設売却の主旨であることを鑑み、先方の代金割賦支払いの申し出を了承したいと考えております。

なお、市としてもこれが最後の譲歩であると考えているところでございます。

以上報告を終わらせていただきます。

●角田委員長 はい。市長。

●藤倉市長 その件につきまして、一言私の方から申し述べさせていただきます。

状況につきましては、ただいま室長の方からご説

明させていただいたとおりでございます。私としましては、誠に遺憾であり、申し訳なく思っているところでもあります。

今後の対応につきましては、年度内に支払う旨の誓約書を取得しておりますので確実にこれを履行させていただくように努力します。

本件は、ただいま室長の方からお話させていただきましたが、地域振興を全般的に考えて誠に不本意ではございますけれども、このようなことで処理したいという市の考え方にご理解を賜りたいと一言申し上げます。よろしく願いいたします。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 今、この未収金についての経過ですとか、あるいは今後の対応という部分では報告ありました。いわゆる、最後の譲歩というか最終通告といいたいでしょうか。そういった経過のなかで、今年度中に全て完済をしていただくという条件で一定程度の誓約書的なものを交わされたのかなというふうにお聞きしました。今、室長の方からも、さらには市長の方からもお話ありましたとおり、本来であれば今市長の方からも大変遺憾であるというお言葉もいただいておりますけれども、それはそれで当然のことではあるんですが、ただ一方で夕張の特産品ですとか、あるいは地場産業的な部分を一手に引き受けていただく、今は予定の状況でありますから、これを変な話ですが、切ることを考えれば簡単なことだと思うんですが、やはりきちんとした最後通告とはいえども一定程度の誓約的なものを交わされたということであれば、この約束ごとをきちんと守っていただきながら、決算上としては非常にまずいかなという部分ではありますけれども、今後の状況云々を考えますと、これはいち早く簡単に切るとか、そういうことにはならないと思いますので今言われたような誓約に基づいて履行していただければというふうに思っておりますのでよろしく願いします。

これ、強い要望としておきたいと思えますし、これは経過を見守っていくしかない訳でありますから、

そういった方向を含めてよろしく願いしたいと思います。株式会社ユウバリにつきましては、その辺の方向性、経過については十分理解をいたしました。

そこで今の農産物処理加工センターの管理的な状況を踏まえてちょっと少しお聞きをしておかなければいけないのかというふうに思いますけれども、この辺は担当の方からでも結構でありますけれども、どういうふうに押さえているのか。その辺をちょっとお聞かせいただければというふうに思っております。

●角田委員長 主幹。

●高野地域再生推進室主幹 農産物処理加工センターの売却に伴う管理について委員のご質問にお答えいたします。

農産物処理加工センターが売却ということで行政財産から普通財産にということで先の議会でご承認いただいて変更されてございます。それに伴いまして指定管理者でありました夕張酒造につきましては指定管理がなくなったということでございます。ただ、この契約が先ほど室長からも説明しましたとおり、契約締結が1月ということで冬期間であったということもございまして、そのまま3月末までの納入期限、引き渡しということでございましたので、その間の管理がどうしても必要だということでございまして、これにつきましては株式会社ユウバリと市の間でこの引き渡しまでの間、管理委託ということで契約を結んでおります。その内容につきましては、費用の負担についてはユウバリ株式会社側で一切の負担をするというのが骨子でございます。その中で管理委託におきましては再委託も認めますよということで結んでおりまして、市の承認を得て再委託先について協議を行って認めていくというような形でございました。その中でユウバリ株式会社は従前からそのまま引き続き夕張酒造が施設を使っておりましたので、再委託先として夕張酒造を選定して市のところに報告、協議があったということでございます。この期限につきましては3月31日納入期限でございましたので契約の日から3月31日までという管理委託契約でございましたが、先ほどの経過説

明にもありましたとおり 3 月末をもって納入が難しいということがございまして、一旦そこで管理委託が切れてしまうということになりますと、この売却に伴う市の事業、この農産物処理加工センターを引き続き使って地場特産品である焼酎であるとか、あるいはメロンブランデー、こういった製品を引き続き造っていけると、そのまま市の中で残していけるという前提でございましたので、そこが切れてしまいますと夕張酒造が現在持っている酒造免許の関係の問題もあって、そのまま引き続き使用、管理委託を続けていくというような形で代金納入して、正式にユウバリ株式会社まで引き渡し完了するまでの間、管理委託を延長したというような経過でございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 先ほどの株式会社ユウバリについては今後の対応もありますから、それはそれとしてまず一定の理解をしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

そこで今報告のあったとおり、夕張酒造との関わりといたしましうか、現在の位置付けといたしましうか、そういう部分については、今報告はあったのですが、今報告の中でも示されているとおり、本来であればとりあえず 3 月 31 日までの間ということで、それは理由としては冬期間における管理施設、水ですとか、そういった部分を多く使う施設故に、冬期間何もしなければということもあったのでしょうから、その間はとりあえず繋いで管理委託をしていただくと、これはユウバリ株式会社と夕張市との間の中でそういうふうにやっていただきたいことの方角性を出して、費用負担についてはユウバリ株式会社の方で支払っていただくという経過だったのですが、

今報告あったのですが、3 月 31 日以降の部分にまで、今入り込んだ答弁になっているのかなと思うのですが、この間のことは逆に言うと我々としても、委員会等でも一切経過報告というのは聞いていなかったのですよね。どうしてもこの夕張酒造

との関わりという部分では触れていかなければいけないのかなというふうには思っていたのですが、この間は何かお示しできなかった理由というのは何かあったのでしょうか。

●角田委員長 答弁調整必要ですか。  
総括主幹。

●芝木地域再生推進室総括主幹 その点に関してはこちらの報告漏れでございます。申し訳ございません。

●角田委員長 よろしいですか。  
高橋委員。

●高橋委員 今日までも指定管理のあり方ですとか、その対応を巡っては昨年この問題とはまた別で大きな部分で指定管理のあり方ですとか、市との関係性、関わり方という部分も特に財政再建以降になってからいろんな関わりが出て来ている状況の中で市としてもきちんと見極めていく必要があるのではないかなということで、そのような大綱的な質疑を出している筈だったと思うんですけども。

今回の件、正しくそういう意味ではとりあえず行政財産から普通財産になって、今の状況でいきますと夕張酒造そのものとは市との部分での関係性というのではないのかも知れないんですけども、ただ、少なくともそれまでの部分については一定程度市との部分での指定管理を結んでいたものも含めて考えていくと、今のちょっと報告漏れでしたという一言で果してどうなのかなと、それが以前から再三言わしていただいているとおり、その都度、その都度行政の方からの事、この数年間の中、報告的な漏れといたしましうか、大事な部分が大きく抜けているような感じがするんですけども、これも全くそういった事に繋がっていくのではないのかなというふうに思うのですが、これは担当レベルではちょっとあれ何ですけども、市長及び副市長の方からできればこの辺の行政全般について、特に指定管理を含めた全般についての市との関わり方といたしましうか。この辺ちょっとお答えいただければと思いますけれども。

●角田委員長 副市長。

●羽柴副市長 ご指摘のとおり非常に私どもとしては、行政として報告をしていなかったということについては厳しい反省といいますか、そういうことをしなければならぬという認識であります。

本当に申し訳なかったと思います。

ただ、今回の状況についても当初 3 月末の契約で売却代金を支払うと契約を交わしたということですが、それにしても 3 月以降の市有財産を売却して所有権の移転がまだ成されていないということについては、現状普通財産として市の管理化にある訳ですから、市がその施設を責任を持って売却するという立場にありましたが、そこがまず 3 月末で結論に至らなくて所有権が移転出来なかったということについて、併せて今後のことも含めて施設管理については売却先であります契約上のユウバリに対して施設管理を委託して、現状としてはできるだけ速やかに支払い代金、売却代金を収入していただきたいということは本来やはり議会に報告をすべきだったと、深く反省をするところであります。現状、その相手先の会社も資金についていろいろと地元の金融機関等と積極的に折衝して、その時点では間もなく資金が融通されるとういうところまで至っていたということも私ども担当としてはそういうこともちょっとありまして漏れていたということも。これは内部事情ですから理由にはなりませんけども、今ご指摘のことについては真摯に反省をしていきたい。

今後はこのようなことがないように市有財産の管理ということからも含めて、あるいは指定管理者に対する市の責任として、今後そういうことがないように報告についてはできるだけ速やかに整理をした段階で報告をさせていただきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

●角田委員長 よろしいですか。

伝里委員。

●伝里委員 先ほどご答弁の中にありましたが、夕張酒造さんから指定管理の契約を外したときに、施設は戻ってきましたということですが、

タンクの中に入っていたお酒の行き先というか、誰が所有権を持っているのかということをお知らせください。

●角田委員長 総括主幹。

●芝木地域再生推進室総括主幹 今回の伝里委員の質問にお答えします。

三セクの破綻によって当初持っていた在庫を整理いたしまして、夕張酒造の方に全て移っているということで確認してございます。

●角田委員長 伝里委員。

●伝里委員 完全に市の物ではないと。それはやりとりの時に法的に問題はないですね。

●角田委員長 室長。

●石原地域再生推進室長 お答えします。

法について問題はないのかというご質問ですけども、ご存知のとおり破産管財人を立てまして、これは正規に法に基づいて手続きした結果ということでございます。

●角田委員長 よろしいですか。ほかに。

加藤委員。

●加藤委員 関連して要望になると思うのですが、高橋委員の方からもお話しありました行政の方も、この間議会に云々という問題も含めて、結局いろんな経過があって、その経過をいっぺんに解決つかない中で延びてきたのだというふうに思います。

そのことが忘れていたかどうか別として、逐次議会に報告できなかった状況なのかというふうに良く解釈すれば思うのですが。

ただ、これは先ほど行政も言っていたとおり、めろん城の特産品を含めためろん城のいき方、市民に対する寅次郎をはじめとしたお酒を市民が愛好して商店をやっている方も是非寅次郎を置いて、市外から来るお客さんをお呼び込みたいと、こういうことで始まったものですから、大事に大事に育ていきたいという気持ちは十分わかりますし、私たちが先ほど高橋委員が言ったとおり、今現在はそのことを履行していただいて、さらに発展していただきたいとい

う気持ちで一杯何ですけれども。

それでもう一度確認しますけど。先ほど原材料というか、それについては第三セクターの財産を処分する形の中で夕張酒造にということでは、私自身はお聞きしていたつもりでありますけれども、それを有効に活用するというのは受けたところの責任でもあると思うのです。夕張市民や行政に対する責任でもあると思うので、そういう面では私企業的な問題ではあるにせよ、やはり市民にというか、行政にというか、重い責任を持った役割を担っているのだと思うし、僕らも期待すると思うので。

それで確認したかったのは、先ほど言いました当初私も聞いていたのは、財産を売買するまでの間、冬期間も予測されるので、夕張酒造に管理だけを委託するのだということで契約したと思うのです。それが、今現在の名前というユウバリ株式会社になったのでしようけれども、ユウバリ株式会社と契約を結んだ時点で今言った契約が継続して、これはあくまでもユウバリ株式会社に業務委託を任せているということで、現実的には先ほど言った特産品云々というものはありつつも、行政側と夕張酒造との関わりでは、今現在どういうものがあるのか、管理委託はユウバリ株式会社が夕張酒造に、さらに管理委託をしていると思うので、それは市と直接関係ないと思うので。例えば、税金の問題だとか、そういう問題で未納があるないというのは別として、今、市と夕張酒造との関わりで直接行政的にやりとりしている部分は何なのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいのです。

●角田委員長 夕張酒造との関わり。 主幹。

●高野地域再生推進室主幹 夕張酒造と市との関係ということでございますけれども、今加藤委員からお話ありましたとおり、市と夕張酒造との関係、指定管理者と指定がなくなって以降、直接的に関係というのは市との間では今のところないというような状況になるかと思えます。ただ、経済活動として会社を行っている中で先ほど言われたとおり、例えば水道とか、納税の義務とか、そういったものを除

いては直接的に市と夕張酒造の関係が直接ということとはございません。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 私は市との関わりというのは、それを含めて全てを聞いたつもり何で。ということは今、例えばあそこで水を使っていますね。固定資産はまだ夕張市のものですから関係ないと思うのですけども。水道料になるのかな。後ちょっと何があるのか思いつかないですけど。水道料はどこと契約しているのですか。ユウバリ株式会社ですか。

●角田委員長 総括主幹。

●小林建設課総括主幹 水道料については夕張酒造と契約しております。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 過去に指定管理の時は当然夕張酒造ですけれども、今市が管理をお願いしているのはユウバリ株式会社で実際は株式会社から委託を受けて夕張酒造がやっている。使っている人が水道料の契約を市と結んでいるということですね。まず、それだけ確認させていただいて。

それで、先ほど言いました非常に市民も含めて期待して夕張もこれが「めろん城」という形で全国に発信している。これから夕張のまちづくりにとって大きな事だと思うので十分そのことも含めて、私企業ではあるにしても、そういう期待の中でこの施設をこれから譲渡していこうというふうに思っているところであると思うので、その辺を十分配慮いただきながら是非私どもとしても期待するのはよりよい形で契約が成って、譲渡されて、固定資産が来年入ってくるかどうかわかりませんが、そういういろんな波及効果も出てくると思うので、そういう思いでユウバリ株式会社が譲渡を受けて立ち上がっていただいたと思うので、そういう方向になるように行政の方も個人企業の運営ではあるけれども、そういう期待を込めているのだということを是非発信していただきながらよりよい形で進めていただきたいということで要望しておきます。

●角田委員長 ほかに。

伝里委員。

●伝里委員 先日の一般質問でも質問させていただきましたが、空き校舎の活用について市有財産活用の基本方針が決まり、学校の無償譲渡という大きな転換点に来ていますが、市長は 21 年の市政執行方針の中で市民との対話を重要視するようなことをおっしゃっております。これは大きな転換点で地域の市民がまちづくりに参加できる良い機会ではないかと質問をいたしました。市長の思いを含めてお聞きしたつもりですが、その辺伝わってこなかったのもう一度市長、この辺皆さん良い機会なので地域の住民の方たちとこれでは説明会を節目節目に開催しと書いてありますけれども、これも大きな節目だと思えます。その点市長は今回のこの基本方針について皆さんにどうお伝えして行って、どのようなアイデアをいただこうとしているのか、もう一度説明してください。

●角田委員長 学校の空き校舎の活用についてですね。はい。

市民対話そのもの。学校の校舎の活用について市民対話。ちょっと若干休憩いたします。

---

午前 11時31分 休憩

午後 11時34分 再開

---

●角田委員長 それでは会議を再開いたします。  
伝里委員。

●伝里委員 21 年度の市政執行方針の中に、計画策定の節目、節目において住民説明会を開催しております。いろんな市民の皆さんからご意見をお聞きしたと思うのですが、その時の市長の思いをお聞かせください。

●角田委員長 休憩いたします。ちょっとお待ちください。

---

午前 11時35分 休憩

午後 11時39分 再開

---

●角田委員長 質問を整理した後ということですので、ほかを受け付けたいと思います。  
ほかに。

高橋委員。

●高橋委員 引き続き先ほどの指定管理の観点で、先ほどとは別の角度でお聞きして行きますけども、診療所の問題であります。

当然、当決算委員会の中でも触れていかなければいけない大きな問題でありますから、まず指定管理という観点の中でお聞きしていかなければいけないのかなという部分でちょっとお聞きしていきますけれども。ご承知のとおり、毎年毎年まずお聞きしておりますけども、現在毎年公的な資金が既に入っております。金額云々は別といたしまして、この部分については、平成 21 年度という中ではどういうふうにしちんとした目的の中で活用されているのかどうか、その部分端的にお聞きしていきたいと思います。

●角田委員長 福祉課主幹。

●濱中福祉課主幹 市立診療所に対します公的資金といたしまして、21 年度におきましては光熱水費の負担を一部行っております。この状況についてまずご報告させていただきます。

この負担金につきましては、施設の光熱水費のうちの上水道と従来の平成 20 年度の所要額、つまり債権の確定額を対象としております。その額につきましては、3,264 万 4,722 円でございます。その負担対象額のうち、近隣におきます公的医療機関の平均的な光熱水費、これを除いております。この額が 2,053 万 1,000 円でございます。この平均的な光熱水費を除いた額であります残りの額 1,211 万 4,000 円につきまして、光熱水費所要額に対します一部負担としまして市から診療所に対して負担を平成 21 年度、つまり 22 年の所要額に対する負担を行ったところでございます。この負担対象額につきましては、21 年 6 月 26 日の交付決定におきまして負担対象額が全額あるか、つまり上下水道料と従来の平成 20 年度の所要額が、債権確定額が 3,264 万 4,722 円であることにつきましては関係書類、請求及び支払関

係書類等により市として確認を行っております。その後、この執行状況につきまして負担対象額のうち、負担金の相当額が先ほど申しました約 1,200 万円です。それにつきましても支払いについて確認を行っております。その状況につきましては 20 年 12 月時点で市からの負担額約 1,200 万円相当額が全て支払われているといったところを関係書類において確認してございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 このような形で補助金を入れてからというもの、当時議会としてもいろんなことがあったにせよ、当時議決させていただいて、それから毎年今現在続いている状況ですけれども、その中には経営全般、勿論経営の中身云々に関しては当然民間のなかでやっていますから、言えないものですね。収支という部分についてはきちんと示していてもらうという条件のなかでお出ししている状況だと思うのですが、これはきちんと病院会計の状況でありますから、若干ずれてはくるものの、とりあえずは全てそういった収支に関しての報告というか、そういったものは担当、市の方に上がってきているのか、その辺はどうですか。

●角田委員長 主幹。

●濱中福祉課主幹 市立診療所、希望の杜の運営等の状況につきましてでございますが、運営等の状況につきましては協定書におきます毎年度の事業報告、それと併せまして先ほどご指摘のありました 21 年度に光熱水費、公的な負担金を支出しておりますので、その際に決算状況と詳細の報告をいただいて、市としては状況を把握しております。

利用率と事業収支につきまして、合計額でご説明させていただきたいと思いますが、利用率につきましては 20 年度と 21 年度の比較で概略を申し上げます。まず、診療所の外来の 1 日平均でございますが、数が 20 年度は 124 人に対して、21 年度も 124 人ということで同数です。入院につきましては 1 日平均当たり的人数で見ますと 20 年度が 9.7 人に対して 21 年度は 6.3 人と減少してございます。病床

利用率で見ますと 20 年度が 51%、約半数に對しまして 21 年度は 33%、約 3 割の状況でございます。

また、老健施設につきましては、平均の入所者数 20 年度が 31 人に対して 21 年度はほぼ同数の 32 人と。老健施設の通所の利用者平均数につきましては 20 年度が 10 人に対して 21 年度は 11 人ということで、20 年度と 21 年度の状況を見ますとほぼ横ばい、あるいは病床を除きまして若干増えているというような利用状況でございます。

また、事業収支についてでございますが、医業、医業外の全体で見た場合の収益と費用の差、損益につきまして補助金を含めまして約 2,600 万円の黒字でございます。うち、補助金につきましては約 1,600 万円、そのうち先ほど申し上げました光熱水費の負担 1,200 万円とそれ以外につきましては国からの交付金でございます介護職員の処遇改善の交付金が約 200 万円入っておりますので、合わせまして 1,700 万円の補助金が先ほど申しました 2,600 万円の損益に対して入っているというような状況でございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 経営全般ですとか、そういった個別の中身については、今報告あったとおりで思うのですが、勿論採算部門もあれば不採算部門等々もあるでしょうし、これがどうこうということで市の方から言える筈もないと思います。先ほど言ったとおり経営全般に関して、中身についてはなかなかこちらの方でも触れることはできないと思いますけれどもそうは言っても、これも毎年、ここ数年の中で診療所に対してのいろんな議論を今日までしてきたと思います。これは市長をはじめ行政の皆さん方も十分ご承知のとおりであります。そういった意味では平成 21 年度の決算委員会でありますから 21 年度ベースというふうにも考えても大変大きな事故というものもあったのも事実でございます。これは診療所としての対応の中でいろいろと不手際、そういった部分も含めてあったのではなかろうかと思いますが、それを踏まえて昨年の例えば決算委員会でも今後の診療所の対応、さらには医療全体に関わる市

内の医療機関との連携性を踏まえてどう考えていくんですかというような同種の質問をしたはずなんですよ。少なくとも今年度、21 年度含めてどういう形として示されて来ているのか、本市の医療ビジョン等々もありますから、それに沿った形で動いて来ているのでしょうか、少なくとも昨年の例えば決算委員会でも市長は改善に向けては市内の医療機関に向けて積極的に提言をして行きたい。あるいは各医療との連携、これは行政の方からも呼びかけが必要になってきているというようなことで、この同じ時期の決算委員会で言われています。それらが果して 21 年度の中で実績としてもお聞きして行きたいのですが、どういう形でその辺が医療連携の部分も含め、また診療所の対応面も含めて具体的にされてきたのか、まずそのことをちょっとお聞きしておきたいと思います。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 3月18日の議会においても高橋議員から同様の質問がありまして私も答弁しておりますけれども、市立診療所を中心に夕張市の医療関係を構築していく中で、どうしても市立診療所とその他の医療関係との連携が十分に取られなきゃいけない。これを一番大事にしようということでも私としまして市立診療所をはじめ、市内の医療機関には出向いて、具体的に連携項目というような話は言及しませんが、夕張市の医療を守るということでそれぞれの医療機関と市立診療所が一体となってやっていきたい。それについて、いろいろなご意見があれば積極的に私もお聞きしたいし、考え方としては夕張市の医療機関を、この診療所をはじめ、皆さま方と一緒に支えていくのだとこういうことで是非いろんな意見があれば聞かしてもらいたい。そういうことで二度ほど各地区を回っております。その間、市立診療所と市とのいろんなCPO中心にいろんな話し合いもあつたりしておりますが、今現在そういう個々に対する要請をしておりますけれども、その結果や如何にということであれば実質的に形としては、数字で示されるものは出てきておりません。ただ、市の

思いと言いますか、要請は繰り返しておりますし、今後もそういう要請をしながら、それを具体的な形になるようにして行きたいと、このように思っているところであります。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 本来であれば現状の問題も含めていろいろと入り込んで行きたいところ何ですけども、決算委員会でありますから、まずは21年度ベースの問題として実績を踏まえて、これを軸にお聞きをしていかなければいけないということが一つありますから、あまりずれ込んだことも聞けないのかなとは思いますが、今市長の方からお話あつたしており、いろいろと市側としてもそういう形で対応はある程度されてきている。その中で残念ながらそれが相手にどう伝わっているか、また相手がどう判断しているのか、率直に市長はどう判断されておりますか。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 高橋委員がおっしゃるように相手の受け止め方ございますから、そのところは推し量ってみる以外ありませんけれども、私の呼びかけ、若しくは私の今こうやりたいという夕張市の医療についての協力要請については、一定程度のご理解をいただけるなど、このように思っておりますし、個々の医療関係又は今の夕張市の医師会長とも事あるごとにいろんなことを進めておりますし、私は好意的に受け止められていると、このように思っております。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 当然これからの問題もそうですし、それはそれで今後の対応として市としてもいろいろ対応、強化も含めて市としての考え、相手のやりたい方向性ですとか、そういったものもあるでしょうけれども、これは市立診療所としての位置付けとなっている以上、市としても監督責任のある以上はきちんとした意向を伝えて行くべきだと思いますし、今後さらなるそういう部分は強化が必要になってくるのかと思います。

そこで、21年度ベースの中でも引き続いて継続的

に進んでいる今後の診療所の新しく新築して行かなければいけない対応面についても、現時点のことも踏まえてですけども、特に 21 年度状況の中でいろいろと改築にあたってはいろんな議論、こんにちまでできてきていると思います。改築検討委員会等々の中で議論も進めてきたでしょうし、その中で以前から言っているとおり、箱ものだけありきの協議ということだけではなくて、今言った中身の論議を中心にこれから続けていかなければいけないと、それなくしてなかなか新築に向けては果していかなものかということも踏まえて言っているんですけども、この辺も率直に現在までの感想で結構でありますから、今後の新築に向けた診療所のあり方という観点で本当漠然と大綱的になりますけれどもお聞きしておきたいんですけども、いかがでしょうか。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 今計画をしております市立診療所は、皆さんご承知のように夕張の再編の中で住宅再編事業と併せてこれは考えていくべきものだという事。これも 3 月 18 日の議会で高橋議員の質問で私は答えておりますけども、市内の医療機関としての連携や市内各地からの利用のしやすい場所、さらには面積等も含めて住宅整備候補地である南清水沢に建設し、福祉、医療、住環境と連携した整備をしていきたい。勿論、建物だけじゃなくて、中身について、いわゆる診療科目等につきましても検討を進めていきたい。このようなことを答弁しております、目下この内容につきましても検討している段階であります。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 いろんな今日まで問題等もあった中で、今まさにそれらを中心にまとめていかなければいけないでしょうし、今ご答弁でもあったとおりに住宅再編を中心に場所の問題も含めて、今後きちんとした他の医療機関とのバランス性も当然ありますから、その辺の配慮性も踏まえて中で果してどこが適当なのかどうなのか。一説にはもう南清水沢等ということも具体的に示されている文面等もあるのです

けども、とりあえず 21 年度の段階では改築検討委員会の一定程度の結論というものを 21 年度の中で出したと思うんですけども、その部分では今現時点の考えとは、その方向性というのは変わってはいないということでもいいでしょうか。今日までのいろんな経過があったので、そのことを踏まえて少しでも中身を改善して行かなければいけない協議が必要だというふうになってきているのであれば、その部分をお聞きしておきたいんですけども。

●角田委員長 主幹。

●濱中福祉課主幹 21 年度におきまして改築構想を検討いたしました。その状況について私の方から再度ご報告申し上げます。

改築構想につきましては、ご案内のとおり検討委員会の検討を含めまして、市民からのご意見も住民説明会におきますご意見も踏まえまして構想として取りまとめたところであります。そのうち建設につきましては、まず一つとしまして将来を見据えたまちづくりということ、これは将来を見据えたまちづくりを踏まえまして、教育、福祉、医療とやはり住環境と連動性を重視すべきだといったことがまず一点。二つ目としまして、中核施設としての役割を果たすということで医療機関との連携、市民の利便性等を含めること。構想におきます建設につきましては、今申しました観点から住宅再編の候補地であります南清水沢地区に建設をいたしまして、福祉、医療と住環境を連動した整備を進めるということにしております。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 僕は聞きたいのは、改築構想の中でいろいろ将来を見据えたまちづくりですとか、いろんな部分の項目が上がった中で、一定程度住宅再編に合わせて、今はとりあえず南清水沢云々ということで一つの構想として上がっている。これは経過として十分わかっていますからいいのですけども、問題は一定程度の構想が固まりつつある中で、とりあえず少なくとも 21 年度段階、今日までも含めているとそこには大きく、現在の診療所一つだってい

ろんな問題が起きてきている訳ですから、それらの状況を踏まえた中で、場所の問題一つとってもそうですし、先ほど言ったとおり他の医療機関とのバランス性もそこには当然考えていかなければいけない。それと、現在の診療所のあり方、その辺の中身も含めて考えた時に、それら総合的にいろいろ勘案した時に果して 21 年度に出しているその方向性と今現時点では大きく変わりはないのかということ。その方向性が少しでも変わりつつあるのであれば、この決算委員会でお示していただいきたいということなんでしょうね。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 市立診療所の建設につきましては、基本的な考え方は変わっておりません。これからいろいろな面でさらによりよい物を構築されるに当たって基本ベースはありながらもさらにいろんな意味で改善又は改革、さらにはそういう対応の仕方についても良いアイデアがどんどん出てくる可能性がありますので、これは全く固定したものではありません。基本をベースとしながらより良い方向への改革、改善は、これ当然のことだと思います。結論から言いまして今のところはそういうことでございます。

●角田委員長 よろしいですか。はい。

お諮りいたします。

時刻が 12 時となりました。

昼食休憩を 1 時間はさみまして、午後 1 時から会議を再開したいと思います。

よろしく願いいたします。

---

午後 12 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

---

●角田委員長 昼食前に引き続きまして、決算審査特別委員会を再開いたします。

高橋委員。

●高橋委員 休憩前に引き続きまして質問していきたいと思えます。

午前中の市長の最後の答弁の中で、先ほど私が聞

いた平成 21 年度に改築構想というもの。一定程度の構想を示して今日まで現状を踏まえた中でいろいろこの構想自体に何か変化がありそうなのかどうか。端的にそういうような質問だったかと思うのですが。それに対して市長の方は、基本的な考え方は変わっていないということで先ほどお答えいただいたのですが、そうやっていきますと現状のことも踏まえて、今既に CPA の今回の問題の件も踏まえて、もちろん昨年度から診療所との間の中ではいろいろと今日まであった訳でありますから、それらの問題を踏まえて私の方は今後の住宅再編に関わる部分でもありますけれども、この診療所の新築、建て替え論については箱ものの議論だけでは駄目だということとで以前から言っていた経過がございますよと、それに加えて現在の考えとして、その辺の方向性はいかなものですかというようなことだったのですけれども。基本的な考え方が変わっていないということになると、それ自体がこちらの方もそれに対していろいろと議論があるのですが、もし逆に何かお答えあれば、ご答弁があればお願いしたいと思いますけれども。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 私が申し上げた基本的な考えが変わってないというのは、夕張市の市立診療所として市民のために行うべきこと、また市が市立診療所に対していろいろな面で各あるべしということを確認したことについて、このことについては全く基本的には変わってはいないということで、中身の問題のところはどうお互いに議論したらいいのか。私は中身というのはいわゆる、夕張市の市民のための健康を維持するために市として市立診療所に要請する項目については何ら変わっていない。そのことを前提として今後さらにより良い医療をつくるために話し合いをしていきたいと思います、こう申し上げているので。中身というのは市立診療所として何をすべきなのか、どう受け入れするのか。これは一言でいうとただいま申し上げました夕張市の市立診療所は市民のための健康、医療、これらに対する市が要請すること市

立診療所ですから。それについてやっていただくということについての考え方は変わらないということです。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 そういう中で現段階においては、この構想がいろいろと構想として現時点の考えとしては示されている。しかしながら、本格的にこれも来年度あたりから新築に関しての部分についてはいろいろと一定程度の動きをしていかなければいけないのも事実なものですから、これは今後の大きな課題であると同時に決算委員会の中でもありますから、まずは 21 年度ベースの状況を踏まえた中で、これらの問題をいかに整理していかなければいけないかと。そこの根本に、私は市として医療ビジョンの確立のあり方というのは、今一度現時点もそうなのですが、まだまだ明確なものは示され切れていないかなというふうに思っていますので、その辺は今後のいろいろ議論の中でやっていかなければいけないと思いますけれども、まずは大きな要望として、今一度市の基本的なビジョン、そういった構想をきちんと確立したなかで今後の体制に大きく生かしていくべきではないのかと思っておりますので、もしそれに対して答弁があれば、これは一つ今後の医療ビジョン、さらには新築に向けた中では大きな課題だと思っておりますので、この辺もしあれでしたらお願いします。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 ただいまの高橋委員のご意見、非常に重要なお意見として受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

●角田委員長 ほかに。

伝里委員。

●伝里委員 午前中は失礼いたしました。思いが先に立ってしまって。もう一度質問し直します。

再生計画策定の節目、節目において住民説明会を開催し、市民の皆さまとの対話が再生計画に生かされたと考えていますが、この皆さんとの対話をどのように開催し、それを市長はどのように受け止めて

きましたか。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 財政再生計画の作成にあたっては、当初から住民の皆さんの意見を十分に聞き、またそれをできるだけ計画の中に反映していきたいと、こういう前提に立って 3 回にわたりまして各地で説明会を催し、皆様の意見を出してもらいました。具体的な要望事項もたくさんありました。ご承知のようにその中で第一次的に市民の要望の 75 項目にわたる項目を計画内に織り込むことができたということは、私は一つの市民の皆さまの大きな力を借りた計画ができた。市民の皆さんのご意見を組んだ計画ができたというふうに私はそのように受け止めています。

●角田委員長 伝里委員。

●伝里委員 市民の対話は非常に重要であるという認識だと思います。

再生計画を執行するにあたり、空き校舎利用と、特に活性化に向け、市民との対話は必要不可欠と考えます。市民のまちづくりの参加をこれからどんどん進めていかなければなりません、市長はこの辺どのようにお考えですか。

●角田委員長 休憩いたします。

---

午後	1 時 0 8 分	休憩
午後	1 時 1 0 分	再開

---

●藤倉市長 伝里委員にお答えします。

冒頭、申し上げましたように再生計画を作る段階においても市民の皆さまの意見を重視し、いろいろお聞きしながら作成してきました。その中で申し上げました 75 項目という意見も皆さんの要望も入れさせてもらった。74 項目。失礼しました。それにつきましても、今後その実行にあたっていろいろな面で精査していきたいと思っておりますし、今後とも市民の皆さんの意見ということについては重視して行政を行っていきたくと、かように考えております。

●角田委員長 よろしいですか。はい。ほかに。

加藤委員。

●加藤委員 前段、室長の方から予算編成から決算に至るまでの経過概要ということで、室長が代弁されていますけど、行政全般皆さんの思いだというふうに思います。私も決算を見る段にあたって 21 年度どんなふうに執行してきたのかというのを振り返って、全くこのとおりだと思っています。いわゆる、3 年目の再建計画を執行していかなければならないということと、赤字を解消していかなければならないということと合わせて、新しい再生計画を作らなければならないという重要な年だったのだというふうに思います。そういう面では非常に現実の問題とこれからの問題を掲げて行政執行を進めて来られたという意味では職員が大変なご苦勞をしたのではないかと思いますし、先ほど伝里委員とのやり取りの中でも市民の声を聞きながら懸案事項も含めて、計画には盛れなかったけれども、懸案事項として盛り込んだというか、盛り込んだという言い方が正しいかどうか別として、形として残したということは大変重要だったなというふうに思います。まず、そういう面では大変な時期、この 21 年度執行体制にあたって来られたのだなというふうに思っています。

その中にありました経済緊急対策等々でここにも書いてありますが、一般会計決算では 6 億円の補正予算にかかる市への交付総額が 6 億円ということでその都度、その都度報告をいただいていますから、一つ一つやり取りしたら大変なんですけども、基本的にはこの補正予算があった中で再建計画に盛り込んでいる 21 年度の執行の中で、例えば一般財源を持ち出ししようとする部分をこちらから持ち出せた分もあったでしょうし、新たに懸案事項の中で見えた部分を先食いして新たに計画変更して盛り込んだものもあったと思うので、そういう面では経済危機が今回の 21 年度の執行にあたって、夕張にとっては良い形のなかで影響はしたのではないと思うんです。それも緊急ですから、明日にも出さなさいみたいな国の指導だったと思うので大変だったと思うのですが、そこに再生計画を作ろうとした時に何があるの

だということ懸案事項を拾い出していたことが、ここにも書いているのですけど、影響したのではないかと思うので、その辺効果というか、そういうものがあつたのではないかということは、今後も起こり得るだろうということも含めて、その辺の評価というのですか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけども。

●角田委員長 室長。

●石原地域再生推進室長 加藤委員のご質問にお答えします。

今、加藤委員からお話がありましたように、先ほど報告した中で予算編成からかなり財源不足ということで厳しい状況に至っていたと。その中で国の補正にかかる臨時交付金、これがあつたお陰で再生計画策定中の懸案事項、これらを前倒してこの事業に充てることが出来たと。これは先ほど申し上げましたように総額 6 億円というかなり大きい財源となったところです。今回の決算でいけば 4 億 2,000 万円という剰余金が生じたところですけども、基本的には剰余金があるからといって安易に歳出経費に充てることはあつてはならないということの基本としたいということですけども、引き続きこれまでも市民生活のための安心・安全のための密接した事業というのは計画変更においてやってきたと、議会の議決を経て総務大臣の同意を得てきたという経過がございます。

今後につきましても、こういう交付金がさらに継続されて国が打ち出すのであれば、これにどんどん積極的に乗っかっていって懸案事項の前倒し、又はそと出しをしている懸案事項、これらの事業を実施して行きたいと考えております。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 これは質問というより要望になるのでしょうか。今室長言ったとおり、恐らく緊急経済対策というのはまた出てくるというふうに新聞でもそういう方向があるようですから、出て来るのでしょうか。その中で今必要なものを審査して、これから先でも良いというものも含めて精査をしていただ

けると思うので、そのためには再生計画に盛り込んだものはもちろんのこと、懸案事項にまだ入っていないものもあると思うのです。そこまで引っ張り出せるかどうかは別としても是非そういう面では起きてくるでしょう。恐らく。緊急に起きてくると思うのです。来週まで出さないとか、来月まで出さないとか、前回もそうでしたから。そういう意味こちらで体制を整えていないと間に合わなかったり、必要枠ではないけれども、今まだというのでも、条件も付いてくると思うのです。こういうものに使わないという条件が付くので、その辺十分精査しないと、間に合わそうと思って無意味とは言わないまでも、そういうものを出してしまっても困ると思うので、是非ともその辺の予測をこれから持っていたきたいし、今回のことが再生計画、あの時は再建計画ですけども、再建計画の中で有効だったというふうに思いますので是非とも事前の対応をしておいてほしいと思います。

市長の思いもお聞かせいただきたいのですが、この3ページの予算、今の概要のところ、最後に市民皆さまの理解とご協力、多くの関係者のご支援をいただいているというふうに書いています。私は是非この中に数少ない職員も含めて、この時はまだあれでしようけども、再生計画の中では若干待遇改善もされましたけれども、もともとの数字からすると低い訳ですから、そういう状況の中で、職員が少ない中で、職員も含めて、市民も含めて、私は犠牲という言い方が正しいかどうか分かりませんが、市民、職員の努力でもって、そして全国からのご支援をいただいて、もっと言うと全国からの派遣職員等も含めてご支援をいただいて、寄付金という金額なり、そういう目に見えない部分も含めて多くの全国からの支援をいただいて夕張が成り立っているし、執行出来てきたのでないかと。赤字を返すことだけではなくて、夕張を再生していくということがその人方にお答えするものではないかという思いのなかで締めくくっていると思うので、市長もそういう思いでここに記載させていただいたと思うのですが、

改めて市民、職員も含めて、全国から支援をいただいたことが 21 年度の決算をこういう形で終わらせていただいたというふうに思うので、その辺の思いをお聞かせいただければと思います。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 21 年度の決算がこのように閉めることができたということは、ただいまもお話ありました。私も述べておりますけども、これはやはり夕張市民の皆さんの頑張り、それから夕張市の職員の皆さんの頑張り、いわゆる夕張自体が頑張りさらに国、道、そして全国の皆さんがそれに対する支援をしていただけたと、このように私は認識しております。ここには書いてございませんけども、本当にそういう中で。話は飛びますけども、現在の行政執行体制の中で職員の皆さんの努力は、私は大いに自負し、また認めるところであります。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 先ほど伝里委員も言いましたとおり、これから再生計画が出来ましたけれど執行していくことが大変な作業になってくると思うので、今後とも市長のご奮闘をお願いしたいと思います。

関連するその概要の中で収支の均衡を図れた中で低利債への借り換えを行ったと、このことも一つだということで過去にも報告いただいていたのですが、整理の意味でこの 21 年度の借り換えという利率の 6% でしたかね、2 年にわたって確かやっていたと思うので、この 21 年度の分の借り換えがどういう内容で財源的にどういうふうに効果を表しているのか、差引きの部分になるのかと思うのですが、その辺お聞かせいただけますでしょうか。

●角田委員長 室長。

●石原地域再生推進室長 お答えします。

低利債への借り換えの効果等というような質問でございますけども、この借り換えにつきましては北洋、北海、空知信金から借り入れをしまして、産炭地域振興センターへのこれまでの借入金を一括償還したという内容になっております。

会計につきましては、一般会計、診療所会計、下

水道会計、水道会計という 4 会計になっております。効果ですけれども、全会計の総額で 1,800 万円ぐらい出ておりまして、年平均に直しますと 21 年度は 230 万円ということになっております。

これだけの負担軽減を行えるということで実行したところでございます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 21 年度に関わるのかどうかわかりませんが、前に夕張市もやらせていただいたのですが、夕張は特別だったと思うのですけれども。

国の制度で利率の高い分の書き換えてありましたね。確か 2 年度目の部分も夕張を優先して先にといいことでしていただいたと思うのですけど、それが 21 年度とどう関わっていたのか、それが利息の借り換えとして全て終わったものなのか、その辺もう一度再確認したいのですが。

●角田委員長 室長。

●石原地域再生推進室長 21 年度の借り換えにつきましては、5%以上の政府資金、国からの借入金、これを一括繰上償還ということにしたところでございます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 そうしますと、今の国の制度的には一定程度この処理は夕張として終わったという理解をしてよろしいですか。

●角田委員長 室長。

●石原地域再生推進室長 今現在国が打ち出している方針につきましては終わっているという解釈をしております。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 これは今後のことになるので、これは行政も思いは同じだと思うのですけど、確か平成元年から 8 年から 9 年くらいまでは、まだ 4%から 3%の利率があるのでないかと思うので、そこまで国がやってもらえるかどうかわからないんですけど、夕張だけとは言いませんけど、全国でそのことで困っているところもあるとすれば、何とかそういう運動も是非していただきたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

次に移っていいですか。

●角田委員長 はい。

●加藤委員 先ほど滞納の関係で資料を見させていただきました。様式を変えましたということで、その説明もいただきました。外部監査がということであったようですけれども、私どもも決算委員会の中では、言い方が悪いのですけど、払う気がない人と払いたくてもなかなか払えない人と分けけた方がいいのでないかとメリハリをつけようという意味では十分理解をされます。いわゆる、2 番目以降の納付資力が低いだとか、接触がもう不可能だという部分を含めて記載されていますから、要は 1 番の納付意識が希薄で約束不履行ですか。この部分をどうするのということに原則はなるのではないかというふうに思いますので、こういう整理の仕方は良いのですが、ただ前は個人、法人という分け方があったのですが、あえてこれをしなかったという意味はあるのかなのか、その辺の論議の中でどうだったのか。私どもも先ほどいろいろやりとりしている中で、これから地域の活性化のなかにおいては法人の活性化が必要だと、そういう部分では滞納問題は大きい、まして指定管理だとか、売買した後に云々とかという部分が現実に出ている部分があって、そういう心配がされるのですけど、この中で見えてこないのか、その論議がどうだったのか、ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

●角田委員長 総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 区分けした目線につきましては、加藤委員からもご指摘のあったとおり、監査人からもご指摘があったのは、原因をまず突き止めて、それに対して取れる見込みがあるのかなのか。あるものに対しては然るべき措置をとりながら収納対策を強化していくべきでしょうし、あるいはきちんとした調査等をした上でなかなか取れないというものもあるのであれば、そこはそこで一定程度整理をしていく必要もあるのではないかと。要は、収納対策をいかに効率的に進めていくかという目線で

進めていくべきではないですか。今まで我々が作っていた資料を監査人にはいろいろ提示したのですが、その出した資料の中ではそういった将来に対する仕分けと対策がなかなか見えてこない、そういった面で仕分けをしてはいかがでしょうかというご指摘があって協議した上でこのような仕分けに変えさせていただきました。法人をなぜ区分けしなかったかというのは特別法人を隠すためとか、そういった意味ではないですけども、そういう目線で仕分けをすると、法人は細かい区分になりますし、法人も例えば 1 の中に入っている法人もありますし、2 の A、例えば 2 の D とか、F で破産したものとか、そういったものもばらけて入っているような状況でして、法人がどの程度あるのかといえれば別枠で手持ちの資料はありますので一定程度のお答えはできるかと思いますが。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 まず資料的なもので、法人の部分についてお聞きしたいと思います。市税、水道、下水道、入湯税かな、そこら辺になるのかと思うんですけども。入湯税は市税に入っているんですね。市税一般ということ。

私だけで要望しておきますけれども、滞納対策上はこれでいいのだと思うのです。行政側の。ただ、決算委員会で議会とやりとりするなかで、言ってみればこれも参考資料ですから、これがこうしなければならぬという決まりがないと思うので、私ども論議の中で活性化ですとか、企業活動がどうなのかという部分がこれからの課題として論議する資料としては、その辺の部分が必要なのかと、例えばトータルで見るとこんなに滞納があるのですかということになるけど、20 年度でいうとある第三セクターがこうだったとか。そういうものが見えてくると止むを得ないとはいえないけども、数字的な中身を見ていくと理解できる部分もでてくるのだと思うのです。水道料の使用料についても企業がこうだったから減ったとか、新しい企業が来たから増えたとかというのを見ることによって論議ができるのだと思うので、

これは決算委員会でもなくてもいいのですけども、そういう意味では活性化に結びつく論議をするための決算委員会でないかなと思っているので、その辺どういうふうな出し方がいいのかどうか別として、滞納処理としては理解しますけれども、決算委員会の論議としては、そういう説明をいただければいいのかなというふうに思いますし、今口頭で説明する部分で数字的な細かい部分が出てくるでしょうけど、概要をちょっとお示ししたいと思っています。

●角田委員長 総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 私の方からは法人に関してというお答えをさせていただきますと、法人市民税というのが一つございます。今回の仕分けの中で法人市民税での未納がある部分につきましては 24 件と押さえてございます。額で申し上げますと 190 万円程度の法人市民税の未納額がこの表の中に含まれております。

●角田委員長 水道、下水道の方の数字は今すぐ出せますでしょうか。

総括主幹。

●小林建設課総括主幹 水道については今資料がないので、今すぐ用意します。

●角田委員長 それでは後ほど資料を整えてこの会の中で報告していただきますのでよろしくお願いいたします。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 企業は恐らく何がしかの理由があって払う気がないとか、そういうものがないとは思いますが、そういう理解をしていけるような答弁をもらえるのでしょうか。

●角田委員長 はい。若干休憩します。

---

午後	1 時 3 1 分	休憩
午後	1 時 3 4 分	再開

---

●角田委員長 ただいまの加藤委員の質問につきましては、若干時間をいただいて整理をした上で報告したいという状況にありますので、これを取りあ

えず後ほどに整理した段階で報告してもらうことにいたします。ほかにあれば。

はい、その後にとということでもよろしいですね。法人に対する滞納状況につきましては後ほどこの会議の中で進めてまいりたいと思います。

ここで一旦止めまして他に受け付けたいと思いません。

高橋委員。

●高橋委員 ただいま、加藤委員の方からも予算編成から決算に至るまでの経過の概要についての部分で質問等もあって、答弁もあったのですが、私の方からも平成 21 年度の決算ベース状況においては実質収支約 4 億 2,000 万円の黒字になったということで、本市にとっては着実に財政再建団体以降後、再生計画に入ってもスムーズに計画どおり実施をしている。これは数字上の一つの表れではないかなというふうに判断いたします。

一方で先ほどの答弁の中でもあったとおり、もちろん 4 億 2,000 万円の黒字が出て、この剰余金が安易に何でも使えるということは当然そんなことは出来ないのは十分承知しているんですけども、一方で市民感情の中では予算組みの見方、あるいは決算状況の見方も踏まえて 4 億 2,000 万円も余ったのだったら、逆に市民に直結する何か事業とか、そういった部分をこれだけ徹底して縮小、削減しているのであれば何か反映できないものなのかというような声が出て来るのも当然のことなんです。そこで現在の再生計画の中での範囲で今収支均衡を図ってやっているのは十分わかるのですが、これは予算組みの段階にも関わってくることになるかもしれませんけども、この辺の説明を折角でありますから、この決算委員会の中で少し見える形でお示しをしていただければというふうに思っておりますけれどもお願いします。

●角田委員長 室長。

●石原地域再生推進室長 ご質問にお答えします。

剰余金 4 億 2,000 万円ということですが、まずは剰余金の要因ということで内容をちょっと説明

させていただきますと、決算においては 4 億 2,000 万円の剰余金が生じたということでこの要因、これにつきましては、計画に比べまして歳入で約 2 億円の減、歳出で 6 億円の減というふうになったものがございます。主なものにつきましては、歳入は特別交付税約 1 億 4,000 万円、それから市税約 4,000 万円の増額と、それから歳出の各事業、補助関係の事業ですけれども、これの事業費減額に伴う関連財源、すなわち国、道支出金などの減と、これが大きいものがございます。またきめ細かな交付金の財源を繰越したということが要因となっております。歳出におきましては、生活保護費などの扶助費、それから後期高齢者医療給付負担金などの義務的経費におきまして対象人員、または給付単価などが見込みを下回ったということで減額となっているところがございます。さらに、清水沢中学校の校舎改修経費や中学校の統合経費、これらが入札によって減額となっております。以上のとおりいずれもが予算編成時においてなかなか決算見込みというか、結果を予測するには難しい経費ばかりとなっているという内容をご理解願いたいと思います。

それと、剰余金の取り扱いということになるかと思っておりますけども、そのことについてちょっと説明させていただきますと、地方自治法の第 233 条と地方財政法の第 7 条の規定によって取り扱うことになっておりますけども、剰余金の生じた年度の翌々年度、すなわち平成 23 年度迄にその二分の一をくだらない額を基金に積み立てなければならないと、こういうふうの一つはなっております。言い換えれば二分の一以上は基金に積んで残ったものについては、事業へ財源することができるといえることになろうかと思っております。そういうことで、決算見込みで財源不足が生じる場合にその財源を充てるということが出来ます。それから四つ目には、その他何も問題がなければ基金へ積み立てるといって必要などときには、用途によって取り崩しを図って使っていくということなんです。以上、剰余金の取り扱いについて四つの事務処理が考えられますけども、いずれにしても

今後道・国と協議を行いながら進めることになることと  
ころです。

また、後年次再生計画でそと出した事業、現在  
予見できない新たな経費が発生したときということ  
で、先ほど加藤委員からのご質問にもお答えしたと  
ころですけれども、基本的には高橋委員がおっしゃっ  
ているように簡単に余ったからといって他の事業に  
ポンポンと財源充当するということにはならないと  
いうふうに考えております。ですけれども、今懸案事  
項で計画に盛り込んでいる事業、さらには財源がま  
だ確定してなくてそと出した事業、これらを優先  
的に考えてはおります。さらには、喫緊の新たな  
課題、これらも十分考えられますので、その辺をき  
ちっと見極めた上で優先順位を計りながら財源に充  
てていきたい、有効に使っていきたいというふうに  
考えているところでございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 全くそのとおりのご答弁だと思います。  
平成 21 年度正しく財政再建から再生計画に移り  
変わって、初年度の決算の状況でありますから、最  
終的には今後の大きな要望として捉えておいてい  
ただきたいのですが、今室長もおっしゃったとお  
り、現再生計画においては 17 年間という計画を組ん  
でいるなかで、ましてや年度、年度においている予  
算執行、そしてまた計画性のあり方の中では、市民  
サービスの縮小、削減、徹底した無駄を排除してい  
くという部分で今やっている、これもいたし方ない  
ことなんです、とはいえども、先ほども言ったと  
おり、余剰金の部分は確かに取り扱い上地方自治法  
の関係もあって、安易に、もちろん勝手に調査云々  
ということとは出来ないにしても、今後の一つの希望  
としても予算執行、財政再生計画の策定、今後もこ  
れから続いていく訳でありますから、特に当初予算  
云々組んでいく中で、今おっしゃったとおり懸案事  
項もこれからまだまだ積み残されているものもあり  
ますし、さらにはそと出されている財源が確保出  
来得ない事業等々もありますから、こういったもの  
にいかにかに生かせるかどうかということ、こうい

った折角余剰として出て来たお金をいかに生かせる  
かということをごんごんごんごん考えていきながら、  
それを市民にも全面的に今後大きく出していく見せ  
方としては、これは財政再建下の中にあっても一つ  
の明るい材料に繋がっていくのではないかといい  
うに思いますので、これ要望として添えておきたい  
と思いますので今後の予算執行の組み方の段階にお  
きましてもよろしくお願いをしたいと思います。

引き続きいいですか。

●角田委員長 はい。

●高橋委員 毎年聞いておりますけれども、これは  
昨年聞いております。

毎年、毎年出ている若菜の供託金の関係の問題な  
んですけれども、昨年段階では今日までの皆さんの各  
担当のご努力等々もあって、年々、年々減ってきて、  
平成 20 年度段階においては 1 件、1 筆残っている  
ということで、現状として最終的には 1 件についての  
対応というのはいかがなものだったのか、その辺ど  
うでしょうか。

●角田委員長 総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 若菜の供託の件につきま  
しては、昨年もお話しがありましたように高橋委員  
の方からお話しありまして内容も十分ご承知のと  
おりです。その後の経過につきましてですが、お話  
しありましたように平成 20 年度段階で残っている  
のが 1 筆、1 件でございます。この方については、  
残念ながら解除の意思がまだなく、その後動きは  
ないまま同様に 1 件取り残されたままの状態になっ  
ております。後 1 件ですので出来ればなんとか解除  
したいということで、継続した接触を図って確認を  
させていただきたいと思っております。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 これは既にご承知のとおり平成 9 年か  
ら当時ずっと積み残されている大きな課題として  
今日までも十数年間続いてきて、先ほど言ったとお  
りようやくここまでなっているのが現状です。  
これは本当に今日までのそれぞれの担当ベースのな  
かで、担当課の方がご努力された数字の表れだとい

うふうに思っております。今言われたとおり後 1 件、これはやはり最終的に解決がなかなか方向性が固まらないから現状に至っているのでしょうかけれども、件数だけでいくと本当に減ってはきているものの、この 1 件が最終的に全て終わって解決ということになると思いますので引き続き全面解決に向けてご努力をしていただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●角田委員長 それでは先ほど加藤委員より指摘がありました法人に関わる滞納状況について水道、下水道について説明できるようになりましたので、担当総括主幹より説明いたします。よろしくお願いいたします。

総括主幹。

●小林建設課総括主幹 水道については法人が昨年 13 件、2,672 万 6,000 円でしたが、今年度は 16 件、3,464 万 4,000 円で 791 万 8,000 円増えております。この内訳ですが、F の破産等の手続き中と C の完納に向け、納付約束を履行中、それと B の納付約束を一部履行中だが、完納は困難であります。

下水道につきましては昨年 8 件、1,568 万 6,000 円でしたが、今年度は 9 件、2,136 万 6,000 円で 568 万円増えております。この内訳につきましては、F の破産等の手続き中と C の完納に向け、納付約束を履行中と B の納付約束を一部履行中だが、完納は困難であります。

●角田委員長 よろしいですか。税金の方はもう少し時間ということで、今上下水道に関しての状況報告ということで。

加藤委員。

●加藤委員 引き続き滞納の関係で何点か質問をさせていただきますと思います。

今水道、下水道それぞれランク付けということで破産してしまったとか、経営があまり思わしくないで約束を取り付けて履行中ですか、履行中だけでも状況として完納は困難だという、そういう判断で努力をされているのだというふうに思います。今の経済情勢のなかで、ましてこの夕張のような状況

の中での企業経営も大変なところだと思うので市民と同じように滞納したい訳じゃないけれどもせざるを得ない状況があるということ何だろうというふうに思います。それで、先ほども言いました資料に出すか出さないかは別として、そういうことを滞納含めて経済情勢というのですか、夕張の状況を把握して、じゃどういふ対策を取るのかという一つの指針になるものではないかというふうには思いますので、是非とも今の時点で資料集めをするのではなくて即そういう状況が解って、いわゆる滞納対策プロジェクトになるのか、まちづくりプロジェクトになるのかは別としても、そういう論議を、決算を通じて是非とも発展をさせていただきたいということで、まずは要望しておきたいと思います。

それで、あまり中身には入りたくないのですが、もし指定管理者ですとか、譲渡してしまえば企業の方ですからあまりそこを踏み込むつもりはないのですが、これは後で指定管理の部分で触れたいと思うのですが、夕張の場合は自分のところで出来ないから企業にお願いしたいという指定管理だというふうに思うんです。本来は、夕張としては何とかこれを運営したいと、ただ民活を導入して有効に活用したいというのが本来の指定管理だと思うんですけど、夕張の場合は支援も補助もしないけれどもお宅やりますかと、やる人があれば手を挙げていただいとということ何で非常に厳しい指定管理といえども経営を余儀なくされていると思うんですけど、指定管理者が少なくとも市税や使用料を滞納するということがあってはならないと思うんですけど、基本的にそのことに関して行政側の見解をまずお聞きしたいと思うんです。

●角田委員長 副市長。

●羽柴副市長 ご指摘のとおり、これは基本的に市の財産を指定管理の形態でお願いしているということですから、これはやはり市の施設で使用料的なものが発生している以上は基本的にはきちんと納めてもらう、それが基本だろうということは認識としては当然持っております。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 指定管理の良さを論議してからこれをしようと思ったのですが、滞納の方になったんでちょっと強く言いましたけど、これは正しく市民もそのとおりだと思っていますしね。市民も滞納したくて滞納している訳じゃない、努力をしていただいていると思うので、企業もそういう努力をしていただいている。ましてや、市の財産である施設を運営していただいているとは思いますが、やはり基本の基本だというふうに思いますので、今後もその努力は続けていただきたいと思います。

それで、数字の水道、下水道の関係は先ほどの説明で解りました。滞納額がすごくあるな、何でこんなに去年より多くなったんだと。件数も額も含めて。島田委員と話していたのですが、今お聞きしますと、いわゆる 2 か月払いというのですか、その関係で 3 月、4 月分が 5 月に納期が来るということで出納整理期間の関係だと思うのですが、それで一点、下水道の関係なのですが、下水道は企業会計じゃないので出納整理期間があると思うのですが、3 月、4 月分になると 5 月納期になっちゃうと 5 月末出納整理期間何だけども、その辺の整理は出来ないもの何でしょう。1 点。

●角田委員長 総括主幹。

●中港地域再生推進室総括主幹 ただいま、加藤委員の方からご質問あった件、出納整理期間 5 月 31 日迄となっておりますが、その前段にいろんな収入、支出の整理をしなければ事実上閉めることが出来ないという結果となっております。と言った関係で下水道の支払いの納期が 5 月 31 日となっていたとしても、その前段 5 月 20 日ですとか、若しくはその状況によっては 5 月 10 日ですとか、その前に確定して決算をしなければ後々の処理が出来ないという関係がございまして、このような結果になっている次第でございます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 普通ですと 3 月の負担行為が発生したら 4 月中旬にほとんど終わるのが、請求書が来たにし

たって 1 か月で終わるのが普通ですから 5 月中旬くらいには閉めなければならないのが普通だと思うので止むを得ないことなのかも知れません。水道は 3 月 31 日で切っちゃいますので、こういう数字になると思うので止むを得ないのですが、この表ですから決算と直接関係ないのですが、トータルして 1 番最後の総数で滞納額 9,712 件、7 億 7,634 万 6,000 円という数字を、これが一人歩きしてしまえば報道機関がこれをまともに書くとは思いませんけれども、すごい滞納だという話になっちゃうと思うので、数字としてはなるべく避けておきたい数字だと思うんですが、方法論として本来企業会計だけ別扱いにすれば、私は良いのではないかと思うのですが、下水道も入ってきちゃうので、水道、下水道まず除いたトータルを出していただいで、さらに水道、下水道がこういうふうになっているのでこうですよと、こういう出し方をしていただければ親切のかなというふうに思いますので、これも表の作り方ですので個々に見れば解ることでしょうけど、どうしても市税含めて 21 年度の滞納額がいくらですよという話になっちゃうと、この数字しか出て来ないので、そういう対応もちょっとお願いしたい。

これは要望しておきます。

それと滞納処分との関係で一点お聞きしますけれども、住宅の部分については訴訟問題含めて努力していただいで、ただこの年度がスタートだったと思うので効果的にはすぐ現れてはいないというふうには思うのですが、住宅料についてはいろんな対応をしていただいで費用対効果がいかなものかという論議があるにしても、私はやはり市民の不公平感からするとやるべきことはやるべきだというふうに思っていますから、この対応については大変ご苦労かけていますけど評価をしています。住宅はということ何ですけど、市税は本来税金ですからそれなりの強制力があって対応してきていると思うのですが、今現在の市税についての滞納対策と、これは市税だけ、住宅だけ、国保だけということ区切れない部分で、いわゆる滞納対策プロジェクトでした

か、正式名称を忘れましたけども、そのプロジェクトがこの 21 年度どういうふうに関機能してきたかも含めて、市税の滞納対策、いわゆる差し押さえ含めた中身の部分、大枠の中身の部分とプロジェクトのその間の動きについて報告いただきたいと思います。

●角田委員長 総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 滞納処分の関係からお話させていただきます。

財政破綻以降、特に自主財源の確保が求められている中、当時、2～3 年前にさかのぼりますけれども、道職員の短期併任の派遣をいただきまして、今まで夕張市でノウハウがなく出来得ていなかった財産調査に基づく差し押さえを積極的に実施することを始めまして、年々大きな成果と件数、それから金額につきましても大きな成果を挙げてきております。実績で申し上げますけれども、平成 18 年度においては 65 件、258 万 8,000 円の差し押さえを行っております。これについては、主に確定申告期の国税還付金、これの差し押さえというのが主な取り組みでございました。これは従来までやっていた部分だったのですけれども、平成 19 年度以降は積極的に預金の調査、それに係る差し押さえ、あるいは平成 20 年度には年金からの差し押さえも実施しております。21 年度には数年やっておりませんでしたけれども給与の差し押さえ、こういったことも実施しております。最終の年度別の実績で申し上げますと、平成 19 年度分では 84 件、319 万 5,000 円が差し押さえた額です。同じく 20 年度においては 102 件、465 万 9,000 円、平成 21 年度においては 121 件、511 万 8,000 円ほどの差し押さえを実施しているところでございます。財政破綻以降、ここが一番我々の収納対策として強化し、また実績を挙げている所ということが言えると思います。

続きまして、収納対策委員会の件について去年も若干ご指摘いただきましたけれどもお答えをさせていただきます。実施状況ですが、平成 21 年度におきましては開催をしておりません。その中で、新たなこういったことも必要だろうということで 21 年度

になってから何ですけれども、7 月以降 3 回開催しております。これはご承知のとおり委員長が副市長になっておまして、各収納に関する住宅、水道、その他の部所からの適任者を選出して市全体の収納や未納対策等々の協議をする横断的な組織として新たな取り組みを今始めているところでございます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 18 年からずっと数字も含めて、件数も含めてやる努力の結果ということでしょうけども数字的には増えてきている、給与の差し押さえも含めて取り組まれているということで、ご苦労さまでございます。というのは、市税については納税の担当というのがいるのですが、他のポジションには本来住宅の入退居をする人が税金を集めたり、国保の申請をする人がどうしたりということで、その面という本来の滞納対策をする人という位置付けにはないと思うのです。業務の中には入っているのかもしれないですけど、そういう分では専任の人がいないということの中でいろんな取り組みをしていただいているので、そういう意味では収納対策委員会ですね。正式名称。そこが、会議を開催するかどうかは大枠ですから、回数の問題じゃないと思うので、是非ともその辺の連携の中で取り進めていただきたいということで。夕張の場合は特に健康保険とか住宅が非常に市税の滞納にも影響してきているという部分になって、どうしても単品では扱えない部分だと思うので、今後とも市の対策委員会の機能を發揮していただいて、本来私は全ての税金も使用料も一つのところでやる係を、課にはならないと思いますが、今グループ制ですから係にならないと思うのですが、そういうグループが必要なのかな、そういう面では人材というか、職員の数も含めて問題があるんだと思うのですが、私としてはそういうところでしていかないとなかなか専門的な知識の中で取り組むというのは難しいのかと思いますので、これも要望させていただきます。

滞納対策については一旦ここで終わらせていただきます。

●角田委員長 先ほど残した部分ですね。  
総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 先ほどの加藤委員からの法人関係の未収の内容をご報告いたします。法人関係でいきますと今回市税に含めてしまっているのですけれども、市・道民税の特徴分、それから先ほど申しあげました法人市民税、固定資産税、軽自動車税、それから入湯税、これらを含んだ総トータルでの数字になりますが、それから特徴には市・道民税とって一部道民税も含んでの計算になってしまいますが、延べ件数で 76 件、3,175 万 2,000 円の未収があります。この法人の多くは既に実体のない会社であるとか、倒産している会社であるとか、こういったものが比率としては非常に多いものであります。

税目的にいうと固定資産税、会社ですと倉庫とか持っていたりして、多額の固定資産税を残している法人も多い内容となっております。

●角田委員長 よろしいですか。それでは次にまいりたいと思います。ほかに。

伝里委員。

●伝里委員 寄附金のことについてお伺いします。ふるさと納税又はハンカチ基金何ですけれども、非常に 20 年度から比べて増えております。詳しい比較はどうなっているのかお知らせください。

●角田委員長 総括主幹。

●芝木地域再生推進室総括主幹 伝里委員の質問にお答えします。

ふるさと納税、いわゆる個人の夕張市への寄附ということでございます。これには大きく二つに大別されまして、夕張まちづくり寄附条例、いわゆる黄色いハンカチ基金に寄附されたものと一般寄附、これは指定寄附じゃなくて用途を指定しない一般寄附というものでございます。平成 21 年度分ですよろしいでしょうか。平成 21 年度分で今のふるさと納税といわれている個人寄附の額でございますが、ハンカチ基金、一般寄附合わせて 250 件、金額は 4,901 万 6,706 円でございます。

●角田委員長 伝里委員。

●伝里委員 最初にできた頃、ふるさと納税をお願いするところでは、チラシを作ってお願ひしていたと思うのです。その後、どのようにこのお願いについて取り組んでいるのか。

●角田委員長 総括主幹。

●芝木地域再生推進室総括主幹 ふるさと納税の PR 方法でございますが、今伝里委員がおっしゃったようにチラシを作って、例えば札幌夕張会、東京夕張会、各種イベント、そちらの方にお配りする。それからホームページ上、それから一旦寄附していただいた方にはハンカチ基金の部類何ですけども、ふるさとゆうばり通信と申しまして電子メールのアドレスがわかる人には電子メールで、わからない人については郵送で夕張の近況を定期的にお伝えしてございます。そちらでもふるさと納税の PR を行っておりまして、そういった関係もございまして、寄附のリピーターというのめかなりの件数に上っている現状でございます。

●角田委員長 伝里委員。

●伝里委員 メールマガジン何ですけれども、どのような内容で配信されているのか、今まで何回位出ているのか。今すぐお答えするというのではなくて、後から資料をいただければと思います。大体大まかに説明してください。

●角田委員長 総括主幹。

●芝木地域再生推進室総括主幹 ふるさとゆうばり通信の内容でございますが、本当に夕張の現在の状況、例えば昨年度であれば財政再生計画を作った市民説明会の様子ですとか、夕張市内で行われている映画祭とかのイベントの様子、そういったことを昨年は年 3 回、送付件数はちょっと押さえてございません。

●角田委員長 伝里委員。

●伝里委員 今のご答弁のなかにホームページが出てきたので、ついでにお聞きしたいのですけども、ホームページの委託料というのが出されていますね。ホームページ等運営委託料というのがあるのですが、ホームページ自体がなかなか更新されていないとい

う事実があります。すごく遅い更新で今年のイベントなのに去年のイベントのままだったり、またデザインもあまり良くないのではないかと感じていますが、この辺市民に見ていただく、また他の方に見ていただくということを考えると少々変更していかなければならないと思うのですが、まだこのままの状態でののでしょうか。

●角田委員長 室長。

●石原地域再生推進室長 今のご質問の件ですけども、ホームページということになれば全庁内の関連になって総務の情報の方で管理をしておりますので、そちらの方から答弁をしたいと思っておりますけども。

総務課長がお答えします。

●角田委員長 総務課長。

●寺江総務課長 市のホームページの中身についてのご質問でございますけれども、更新すべき部分は更新を心掛けております。例えば先ほどから議論になっていました市が市立診療所に求めるもの、こういったものもホームページに掲載をしながら幅広く市の考え方をお伝えするという方式、これは原則ですけれども、それに沿ったホームページの活用というものを心掛けております。ただ、デザインがどうのこうのというのはちょっとお答えすることが出来ませんが、各課においてホームページの活用というのは今後多く出て来るというふうに思いますので、タイムリーに更新すべきものが出てくれば担当課とその情報の推進の間で常にディスカッションをさせていただいてなるべくタイムリーに更新しながら常に新しい情報をホームページを通じて発信していくと、こういう基本的なホームページの活用について庁内で徹底をしていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

●角田委員長 よろしいですか。ほかに。

加藤委員。

●加藤委員 先ほどもちょっとお話をした指定管理のこと何ですけども。21 年度の指定管理の状況、新たなものもあったと思うんですけども、継続しているものもあったと思うのです。私としては指定管理

をしたことによって夕張にいろんな波及効果が現れているのではないかと。またその逆もあるのかも知れないのは先ほど話したので余計なことは言いませんけれども、そういう意味でお聞きしたいのと無償貸与、無償貸付、これらも含めて市としてはもう指定管理は市がこういうふうにしたければ自分のところで出来ないのが民間団体のということであると思うのですが、そのほかに市としては財産的には持っているけども行政財産として何に使おうという気はありませんと。使う人がいたら有効活用してくださいということで市民会館ですとか、パークゴルフ場もそうだったのでしょうか、ちょっとその辺の区分けが私できていないので、いずれにしても無償貸与か指定管理含めて運営していただいているのではないかとと思うので、21 年度の新たな部分も含めてちょっとトータル的な論議になるので一つ一つなかなか評価できないと思うんですけど、私としては何らかの形で市にどうか、地域の活性化に波及しているのだというのを示していくべきではないのかというふうに思うので、そのことも含めて 21 年度の新規、また継続含めてどんな効果が現れているのか、数字的なものはもし出来得ないとすれば実態としてこういう状況なのだ。雇用も含めて、市税やいろんな部分にも波及しているのではないかとと思うので漠然とした質問になるのですが、各課に渡るので誰が答弁するのかちょっと私が指名するわけにはいかないのでもよろしく願いいたします。

●角田委員長 時間が必要でしょうか。答弁調整いたします。

---

午後	2時12分	休憩
----	-------	----

午後	2時15分	再開
----	-------	----

---

●角田委員長 それでは休憩前に引き続きまして、それぞれの指定管理、または無償貸与した物件に対する効果について。

総括主幹。

●芝木地域再生推進室総括主幹 今の加藤委員の

ご質問にお答えします。

市の市有財産の指定管理及び無償譲渡、無償貸付に関する観光分野の平成 21 年度における変わったところということでお話をさせていただきます。平成 21 年度で歴史村の 3 施設、シネマのバラード、今体験館と呼んでいますが生キャラメル製造体験、いわゆるセンターハウスというこちらの方を夕張リゾートさんから花畑牧場さんの方に指定管理を変更させていただきました。その際に内容についてもリニューアルをしております、そちらの方が観光客の増加にもつながっているものと考えております。また、無償譲渡の件でございますが、旧鹿ノ谷倶楽部、いわゆる鹿鳴館ですが平成 21 年 5 月だったと思うのですが、株式会社テクノさんの方に建物については無償譲渡という形をさせていただきました。こちらの方は歴史的建造物でございますが、市の方でこのまま放置しておいても傷むだけ、なおかつ大々的な修繕を行わなければ今後も崩壊していくという恐れもございまして、無償譲渡という形をとりまして有効活用をさせていただいております。現在は洋風のレストラン及び宿泊施設として先週末の連休もイベントを開いて大勢のお客さんに来ていただいたというふうに聞いております。

●角田委員長 観光分野の説明がありましたけど、加藤委員。

●加藤委員 21 年度の決算ですから、21 年度の動きをお聞かせいただきました。他にいいのかないのかは別としても、私から言うのもあれでしょうけど。鹿鳴館に関してはいろいろ展開をさせていただいて宿泊施設、これは 21 年度じゃないんですけども。それと、老人ホームの部分もみどりの園でしたか、地域に貢献させていただいて、引き続き本来であれば夕張が手放さなければならない状態のところを引き受けてくれたということで、相当数影響がなくなったことを考えれば相当いろんな関係に影響しているのではないかとこのように思うのです。はまなす会館にしても市民の方が立ち上がって障がい者の方や高齢者の方々、きょうもたまたま昼の弁当をそこから頼

んだんですけども、そういう貢献をしていただいているという意味で本来は観光施設も含めて民間が出来なければ手放そうという覚悟までしてここまで来ていると思うので、相当の影響はまだまだと言われればそうかも知れないんですけども、私はあるのではないかとこのように思っています。そういうものを是非とも全国から支援いただいている人の方に先ほどホームページじゃないですけども、アピールも含めて、市民の方々にもこれだけの効果があるのですと、参加をいただいた企業も団体も含めて努力していただいているんですということを是非ともアピールしていただいて、市民挙げてこの再生に向かっていこうということをしていただきたいと思います、そんな思いがあります。今の行政職員の中であるということとはなかなか難しいと思うんですけども、例えばもしかして大学の先生が夕張の実情、高齢者の実態はどうだとか、まちづくりはどうだというふうにやっただいただいているのですが、こういうことの調査をしていただいて夕張の指定管理がこういうふうに息づいているというものを大学生の研究も含めて使っていただくとか、これは料金の関係があつて大学生を使うという言い方に語弊あるかも知れませんが、そういう使い方をしてこれからの糧にしていくべきではないのかなと、そんなふうに思っていますので、これも私としての要望ですので市長の方からもあればちょっとお聞かせいただきたいのと、それも含めて観光だけじゃないですけども、今いろいろ連携していますよね。民間の方々とまちづくりや観光部分について、その辺の 21 年度、今もう動いていますからあれでしょうけども、21 年度を中心としながらこんな形でスタートして現在に至っているという部分、決算ですのでお聞かせいただければというふうに思っています。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 今のご意見の一部ですけども、確におっしゃるように夕張が持っている市有財産はたくさんある訳です。ただ、市が持っている財産じゃなくて段々老朽化して大変なものになる。そうい

う意味で民間活用ですね。ご存知のように譲渡、貸し付けから始まって、それぞれの形で今民間の力を借りています。結果、先ほど担当もお話しましたが、鹿鳴館をはじめ諸々の施設が甦り、今それが夕張の観光の話題となって大きな成果を挙げていることは事実であります。それを数値でどれだけの効果があるか計り知れませんが、間違いなく夕張市が持っていれば財産でなく、廃棄処分しなければいけないものを活用してもらって有り難いことですし、今後も今なおかつ持っているものを一般に公開しながら、そういう公募をしているところがあります。ご承知のとおり。この力は大きなものだ本当に感謝しておりますし、お話のように機会を持って、それらのPRを含めて、そういう効果を市としても打ち出していかなければならないと、このように思っております。

●角田委員長 よろしいですか。

加藤委員。

●加藤委員 連携の方は常任委員会でもお聞きしていますので、今後のことにさせていただきたいと思えます。指定管理の今後の有り様を一度どこかで考えていく必要があるのではないかなと思うんですけども、夕張の場合は先ほど言いましたとおり、他の指定管理のやり方と違って夕張ではやっていけないので金も出さないけれどもどうですか、ということで引き受け手があればさせていただく、それは指定管理ですから夕張が行政財産として必要なものだという位置付けが原則論としてある訳ですから、そこが手を下ろした時に観光施設はしませんということで最初から名を打っていますけれども、例えば生活館にしてもそういうことなるのかならないのか、地元の団体がもうやっていけません。この前若菜の町内会というか、正式名称はわかりませんが、体育館の裏にある、文スポの裏にある若菜生活館がそういう状況になったということですけども、今後も起こり得ること何だと思えます。21年度も生活館の修繕をしていただきましたし、今年からでしたか、検査料等を見るということで出来るだけ指定管理の

団体の負担を少なくしようということになってきているので大変有り難いのですけれども、そうは言ってもなかなか地域で持てないよということも出てくるでしょうし、観光施設に限らず生活必要施設の問題も出てくると思うので、この辺の有り様も再生計画が出来上がった17年のスパンを考えると、どうしていくべきだろうかという論議をする時期に来ているのかというふうに思うんですけども、それについて理事者の考え方を。今の段階でこうするというのではないと思うんですけど、論議はしていかなければならないだろうと思うんですが、その辺どうでしょう。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 加藤委員のおっしゃるとおり正にそういう論議をこれからしていかなければならない。基本的に考えると、市として今の再建計画の中では具体的に申し上げられない、また出来ない部分もたくさんありますけども、そうかと言って全部これは他に依存するというのではなくて、やはり市として出来るものは何なのか、ただいまの言葉を借りますけども、そういう個々の具体的な問題が上がってきた時点において、又はトータル的に先を見越してそういう議論をしていく必要があるという考えにつきましては全く私も同感でございます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 それは恐らく市民も含めて皆さんにご苦勞かけながら何とかやっていたいただいていると思えますので是非とも市民も含めて、その論議をして行かなければならないのかなというふうに思います。

もう一点、関連というか活性化の関係で公有財産の21年度に売却した効果、それぞれ委員会ごとには報告をいただいていますけど、工業団地の売却ですとか、土地の部分、建物の部分、職員住宅等々があったのだと思えますので、その辺の効果について数字的なものも含めてあればお聞かせ願いたいと思えます。

●角田委員長 総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 公有財産の売却につきま

しては決算書の方にも数字が出ているかと思いますが、合計で 10 件、実質 10 件ということで押さえていただきたいのですが、2,479 万 8,656 円の収入がございました。この主なものとしてはインターネットで公売をしておりました紅葉山の更地分譲 4 件、あるいは公共事業での土地の買収があったり、大きなものでは先ほどちょっと出ましたけれども農産物処理加工センターの売却、未収分もありますけれども。こういった事が主で、財産収入となっている内容です。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 それと、前にバルク方式というのですか、こっちとあっちを足してこうするとかってやりましたよね。一定程度公住、南部の職員住宅ですか、幌南中学校の職員住宅というのかな、黄色いハンカチもそうでしたっけ、あそこは違いましたか。バルクをやって、その後数字的な金額が寄り付かないというか。そういうことで、その状況になって今後価格の状況も見ながら検討していくという方向にあったのだと思うのです。ちょっと年度がはっきりしないのですが、バルク方式というのは今も生きているのでしょうか。そういう方法論は検討の中にあるのでしょうか。その辺どうなのですか。今というか、21 年度の経過含めて。

●角田委員長 総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 ご指摘のとおり、過去に試験的にといいますか、初めてやった経過はあるのですがけれども、それ以後は実施してございませんし、今のところバルクでの方策というのは考えてございません。ちなみに、先ほど紅葉山の更地分譲地ということを申し上げましたけど、これ以外の部分で売却が実際進んでいるのは何らかの形で売ってもらえないのかというような先方からのお話があった際に、そこを売ることが可能かどうかということを検討しながら一定程度の目処がつくものに関して一般競争入札公募をして売却しているというのが現状の実態でございます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 これまで相当過去の話なんですけど、ここの土地を買いたという時には、これは計画があつてどつたらこつたらということになかなか住宅用地も買えないということで、山の上に住宅を建てた人がいたり、それはそうなのかどうかわかりませんが。そういうことがあつて、今正に夕張のまちづくりを作っていく中で逆に購買意欲なり、活用意欲があつても、それが制約となつてなかなか進んで行かないというふうになつては困るなという、されど夕張のまちづくりがある訳だから、そこの整合性を保たなければならないと思うんですけども、是非とも市民の方が今だと思うので、今活用したいということで、そういう要請があつた時には十分そのことも含めながら対応をお願いしたいということで要望をしておきたいと思います。

それと、次の件に移るのですが、ホームページの広告料とか、車両広告とか、封筒広告とか、看板だとか、看板は前からあつたのかも知れませんが、新たに広告を載せて収益にしようという努力をされたと思うので、ここの予算でいうと項目ごとに出てくるんだと思うんですけども、それらの活用、効果というのか、21 年度どういうふうになっているのか、ちょっと私も今知っている限りでは暮らしのカレンダーもそうでしたか、その辺しか思い出せないんですけども、その辺の項目も含めてどういう効果があつたのかどうか報告願いたいと思います。

●角田委員長 総務課長。

●寺江総務課長 ご質問にお答えします。

21 年度の決算書の中の諸収入 83 ページと 84 ページに記載されている中身でございます。まず、車両広告掲載料収入 89 万 6,000 円の決算額でございますが、この内訳についてご報告申し上げます。平成 20 年度導入いたしましたスクールバス 1 台に係る車両広告、これが収入額 60 万円でございます。また、中途からでありますけれども、もう 1 社スクールバスに広告掲載しておりますこの金額が 10 万 4,000 円、あと公用車ですけれども 4 台今広告掲載がされておまして、この収入額が 19 万 2,000 円、合計 89 万

6,000 円と、車両広告ではこういう効果があるということでございます。

次に、市のホームページのバナー広告と呼ばれる部分の状況でございますけれども、決算額でいきますとホームページ広告掲載料収入 41 万 7,500 円の決算額でございます。この内訳については、平成 21 年度でいきますと計 5 社のバナー広告がありました。この掲載の月数があるものですからそれぞれ金額が異なりますけれども、この 5 社の掲載料を全て含めて 41 万 7,500 円の決算額というふうになったものがございます。

以上、広告収入についての詳細について説明申し上げます。

●角田委員長 よろしいですか。

総括主幹。

●中港地域再生推進室総括主幹 そのほか収入の確保に向けた取り組みでございますが、財産収入で不要品の売り払い代、これはヤフーオークションになります。これにつきましては 70 万 7,162 円、そのほかの取り組みといたしまして、例えば財政再建諸収入の部分、雑入になります。財政再建に係る視察料金収入ということで、これは例えば各地方議会の視察ですとか、そういった方々の視察に対して料金を徴収して説明をするといった取り組み、これが 19 万 2,000 円、それからこれはちょっと性質が変わるのですが、例えばネーミングライツ収入で鹿ノ谷の公衆便所のネーミングライツ収入、これが 46 万 2,349 円、こういった収入の確保に向けた取り組みをしてございます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 金額的にはそう大きな金額ではないんでしょうけれども、そういう努力の積み重ね何だと思えます。まして、そのことは全国から夕張を支援していただきたいという一つのきっかけになる材料を夕張が提供しているということになると思うので今後ともご努力をお願いしたいと思います。

国保会計の方でも良かったのでしたか、大綱で。国保何ですけども、一つ特定健診の目標と実績の関

係でちょっと報告があったのかも知れませんが、20 年度は 20%の目標に 21.2%という実績だったという昨年の決算に報告いただいているのですが、21 年度は 30%の目標だということで、その実績について一点お聞きしたいと思うんですが。それと国保会計の改善が、これも昨年の決算でやりとりさせていただいたのですが、10年で、19年から赤字 8,000 いくらの赤字を 10 年計画で減らしていくと、そういう計画が進んでいる中で今年度いろんな要因があったと思うんですけども、そのことも報告をいただいて改善されていると、その中に監査委員の報告だったと思うんですけども。監査委員に聞くつもりはないんですけども。一人当たりの医療費が下がっているということの中で、一人当たりの国保の医療費の 21 年度の平均になるのでしょうか、月平均。前に聞いた時には 20 年度としては 3 万から 3 万 1,000 円くらいというふうにお聞きしていたような気がするのですが、一人当たりの医療費が 21 年度どのように推移したことによって国保会計に良い影響が表れているのだとすれば、その辺の数字をお聞かせいただきたい。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 はじめに特定健診ですが、平成 21 年度におきましては目標 25%です。健診の達成率は 16.83%です。

それと、健康保険事業会計の決算の主な要因でございますけれども、単年度収支において黒字になった要因としましては、当初見込んでいた保険給付費、予算に比べると大幅に減少していると、これは当然一人当たりの医療費も下がっていると思います。一人当たりでは全体でいきますと、20 年度で 42 万 9,000 円が 9,418 円、これが 21 年度では 42 万 5,759 円というふうになっております。それともう一つは被保険者、これは前期高齢者に係る医療費が平成 20 年度以降後期に移行しております。平成 20 年度で 160 人、平成 21 年度で 190 人後期高齢者の方に移行しているというのが、これも医療費が下がった要因というふう考えております。

また、その他の部分では共同事業拠出金という部分で大幅に予算を下回ったと、それと歳入においては保険者数が減少しておりますけれども、全体で 700 万円くらい落ちてはいますが、前年並みの収納率と保険料率の改定によりある程度の収入確保は出来たということと、諸収入においては当初見込んでおりませんでした高額療養費の還付金という金額が 2,500 万円ほどあります。

これらを合わせますと単年度 1 億円、実質収支で 8,000 万円ほどの黒字という経過になっております。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 確認何ですけど、私 21 年度 30%目標と言ったんですけど、そうじゃなくて 25%で 16. なんぼという数字が実績だと。それで心配になるのは、その辺でいいのでしょうかということ何ですが。というのは昨年確か町内会に改めて再度健診を受けてくださいということで回覧してほしいと、確か回覧した記憶もあって、その後も少しずつ増えたのではないかと思いますけれども、なかなか 21 年度で実績が増えないというより減っているんですかね。ちょっとその辺評価をしてほしいのですが。21 年度でそうだと 22 年度は更にというふうに予測されるので、それが今後問題がないのか心配するんですけども。

それともう一点、これも昨年お話したと思うんですけど、健診を受けたか受けないかという中に、私は病院に通っていますと、特定健診に伴う見合いのものは受けていますと、だから特定健診受けませんという人がいます。ただ、それは病院としてきちっと市に報告があれば実数として把握出来るんだけど契約をしていないと把握出来ないんだという、恐らく私の聞いている人方も、私病院へ行って検査しているのでいいんだというのが大部分で、特に高齢になっている人がそうなのですよ。高齢になっている人が新たに健診を受けさせるのは相当苦労があるのだと思うので、この実数はなかなか上がっていかないのかなと思うので、そこら辺状況はどうなのでしょう。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 ちょっと訂正ですが、25%でなくて 30%が正解です。失礼しました。

目標に達成出来ない、他の医療機関でかかっている部分についての特定健診のデータを入れられるかということになりますと、特定健診で受ける項目、それと個々で受けられている検査項目とか、なかなか一致しない部分がありまして、これをやるとなると医療機関、それと市町村とのそういう契約、若しくは夕張市だけでなく全道的な取り組みになってくるかと思えます。この辺をきちっと整理しなければデータの活用というのはなかなか難しいし、市単独でやるとしても今の体制では非常に難しいかと思えます。

取り組み何ですが、夕張市はご存知のとおり高齢者が病院にかかっている方が多いということで、特定健診になかなか足を運んでくれないというのが現状かと思えます。そのためにいまだ受診されていない方も結構いらっしゃるんで、その取り組みについては平成 22 年度でいろいろな取り組みを考えているところでございます。なるべくならば受けていただいて医療費の抑制へというふうに繋げたいと思いますので、今後についてもなるべく努力していきたいと思えます。

●角田委員長 よろしいですか。

高橋委員。

●高橋委員 きょうの報道にも出ていた観点でお聞きしておきたいのですけれど、土地の評価額の関係できょう出ていましたね。実質今の部分でありますから、きょうの決算委員会でちょっとお聞きしておきたいのは、本市にも固定資産評価委員が選任されておりますから今議会で代わるみたいでありますけれども、これちなみに平成 21 年度の観点で結構ありますから土地の評価、当然夕張市は予想されるに相当下落していると思うんです。どこの地域的にも。ただ、一方できょうの報道等でも栗山等も記載されていたとおり、ああいう状況の中で財政再建以降、特にそういう状況も踏まえて考えられるだけ

ども、評価委員の感想というか、21 年度ベースの考えとしてちょっとお聞きしておきたいんだけど、これは現評価委員になるのか、その後の評価委員としての方になるのか、それとも市長ということでののか。

●角田委員長 答弁調整に若干時間をいただきます。

---

午後	2時42分	休憩
午後	2時44分	再開

---

●角田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を進めていきます。

総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 感想と言われると答弁にならないかと思うのですけれども。

実態としてはご指摘のとおり、今の日本全体の経済情勢、あるいは夕張の地域性を考えると下落傾向にあることは間違いのないと思います。ただ、評価の仕方は基本的に3年に1度の土地の評価替えというものがございます。これは基本的に市が委託する不動産鑑定士に委託しまして、そちらの方の意見やら現況の売買価格やらということを総合的に判断するなかで路線価なり、土地の価格が決まってきます。それからご承知のとおり、国の地価調査公示価格、道の公示価格そういったものを参考にしながら総合的な判断で価格が決定されていくものであります。繰り返しますが、下落傾向にあることは間違いのないと思います。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 これから特に再生計画案の中にあっても、住宅再編を中心にこれからまちづくりをどんどん強化をしていこうという取り組みがされていく訳ですよ。もちろん現状の本市にとっての土地の評価云々というのは、今ご答弁があったとおりに下落されていくのは間違いのないと思うんですけども、ただそれをずうっと見極めていっても果してどうなのかというのがあるんで、やはりそのためにこういうふう

うに市長から指名を受けて、年間どういう動きをされているのかちょっと僕はわからないんですけども、こういうふうに固定資産の委員として選任をいただいている以上は、この辺の取り組みというのは逆かというと何かされているのかという部分があるんですよ。

●角田委員長 主幹。

●近野総務課主幹 ただいまのご質問何ですが、固定資産評価審査委員という役職3名の方と固定資産評価員という役職が1名ということになっていて、仕事の内容が違います。今の3名の方については固定資産の価格に対して不服があった場合審査する機関ということになりますので、その3名の方については土地の価格決定の方は関与しません。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 そういうことを聞いているのではなくて、その3名については不服があった場合等々で結構何ですが、たまたま今議会も選任が入れ替わるということで議決提案をいただいている状況もあって、それで今日までの動きとしてたまたまタイムリーにきょう報道でもそういった土地の評価に関して出ていたものだから漠然とこの固定資産の動き、ただ単に下落云々ということではなくて何らかの対応も含めて選任されている委員さんが何らかの取り組み、もっと言うと市長の指揮を受けて評価委員に選任されて議会で議決を得ていく訳でありますから、この辺の少なくとも、今現時点の動きというよりも、今日までの動きですよ。その辺を詳しく教えていただければと思います。

●角田委員長 答弁調整いたします。

---

午後	2時47分	休憩
午後	2時50分	再開

---

●角田委員長 出納室長。

●熊谷出納室長 出納室長をしておりますけれども、現在のところ固定資産評価委員という職名を拝命しております。

固定資産の評価の仕方について簡単に説明したいと思っておりますけれども、国のレベルで現地価公示ですとか、道のレベルで評定ですとか、いろいろなものがあるんですけれども、そういう評価をするために全国的な組織ですとか、全道的な組織、また空知支庁的な組織があります。というのは、夕張市と例えば栗山町、今回下落が大きかったですけれども、そちらが隣り合っている土地があります。その中で、この隣の土地ともう一つほんのちょっと道路を隔てた隣の土地があまりにも評価が違っておかしいとか、そういう調整をしながら全国的、全道的、空知支庁的な中で夕張市の土地の評価が成り立っているというふうな形になっております。

今回、先ほど三浦総括が説明したとおり、その中で全体的なバランスの中でばらつきがないように正しい評価を下すということで不動産鑑定士が入っておりまして、私達が恣意的に高くするですとか、安くするですとか、そういうような評価の仕方をしてるものではございませんので、もちろん夕張市の活性化のためには固定資産の評価が高くなりまして、たくさん固定資産税を入れていただくのは、これからの再生計画にも必要なこととは思いますが、皆さまの土地を勝手に評価するということはできないシステムになっております。

●角田委員長 よろしいですか。

高橋委員。

●高橋委員 わかりました。今お答えいただいたとおりいろいろ勝手に評価できるものではないでしょうし、もちろん国や道レベルの評価の仕方ですとか、こういうふうに変任されているといえども、客観的にしか見切れないというか、見れない部分というのはあると思うんですけれども、たまたまこういうふうに変落一方、特に空知管内、夕張ということと、きっとそういう部分も含めて明るい状況、話題ということがないと思うんですね。ですから、今もお答えの中であつたとおり、これからまちづくり云々を進めていくなかで、上昇していけば一番良いこと何ですけれども、それだって果して、現状

を踏まえていくとなかなか厳しいでしょうけれども、その辺のあり方ということと評価委員の設置、こういうふうに変角ある訳でありますから、この辺は少なくとも今後そういう取り組み、活性の中で、それこそ適正に評価をし、かつ市長が価格の決定を補助するために目的として設置を義務付けられているのでしようから、そういった目的を達成させていくための体制で是非ともやっていただければと思いますのでよろしくお願いをいたします。

●角田委員長 はい。ほかに。

ないようでありますので、先ほど1件残しました伝里委員からのふるさと納税に関わるふるさと通信の内容とホームページの内容等については後ほどということでありました。これは今会議の中で、もしできればですが、できなければ後ほどということと結構ということとありますけど。はい、そのようにいたしますので後ほどそのような形で提示していただきたいと思っております。

●角田委員長 以上で、説明に対する質問並びに大綱的な質疑は終わりましたので決算書の一般会計の歳出より審査してまいります。

2 ページから 32 ページまでの間には、各会計の決算状況が記載されておりますが、款・項のみでありますので、事項別明細書に沿って審査してまいります。

89 ページをお開き願います。

1 款議会費、90 ページまでであります。

[発言する者なし]

2 款総務費、91 ページから 104 ページまで。

[発言する者なし]

3 款民生費、105 ページから 114 ページまで

[発言する者なし]

4 款衛生費、115 ページから 122 ページまで。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 121 ページのこれ報告あつたのかも知れないのですけれども、不法投棄の対策業務委託料として上がっていますよね。金額。これは何のため

だったでしょうか。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 市が借りている土地何ですが、そこに不法投棄された物件を除去して更地にした委託業務です。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 具体的に場所というのは。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 真谷地の国有地であります。今のリサイクルセンターの奥にあります旧木炭の部分がそのままになっておりますので、その部分を撤去して更地にした事業です。

●角田委員長 よろしいですか。

衛生費、

5 款労働費、123 ページ。

〔発言する者なし〕

6 款農林業費、124 ページから 126 ページまで。

〔発言する者なし〕

7 款商工費、127 ページから 128 ページまで。

〔発言する者なし〕

8 款土木費、129 ページから 136 ページまで。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 去年も聞いているのですが、公園費の関係です。

いろいろと委託料として、個別で委託されている滝ノ上公園委託料ですとか、その他の公園管理委託料として計上されている部分。その他の公園管理委託料は去年と同じような管理体制何でしょうか。

●角田委員長 建設課主幹。

●熊谷建設課主幹 その他の公園管理委託料につきましては、石炭の歴史村公園委託料 178 万円、丁未風致公園の草刈り業務 94 万 7,056 円となっております。その他電気保安協会に丁未風致公園で 12 万 8,056 円となっております。合わせて、その他の公園管理委託料として 272 万 7,056 円でございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 去年も全く同じ質問をしていて、今お答えがあったとおり、丁未風致公園の関係ですと

か、草刈りの関係等々でまだ手入れして、去年も決算委員会の中で今後も継続していきたいと建設課長からも答弁いただいているのですけども。ただ、現時点でご承知のとおり風致公園自体があのおりの状態になっていて、もちろんそこには万字線の関わりですとか、トイレの関わりも含めて出てくるとは思うんだけど、これを維持していくとするならば、それ相応の対策なり、その考えというのはいかななもの何でしょうか。今後どういう形でしていかなければいけないのか、というのをそろそろきちんとした答えを出していかなければいけないのかなど。もちろん管理は管理として良いのですけれども、いつまでその管理としてされていくのか、願わくば当然我々もそうでしょうけど、あそこはある程度オープン化して市民を中心に市外からも夏場中心として利活用含めて求めていくのが一番何でしょうけれども。とはいえども、それも厳しいという状況であれば、ただただ管理だけしていくことが果して良いのかどうかも含めてそろそろ答えを出していかなければいけない問題ではないのかなと思うので、その辺の方向性、考えをお聞かせいただきたいと思います。

●角田委員長 課長。

●細川建設課長 この件に関しましては、去年も高橋委員の質問に答えていると思います。去年も夕岩線のなかでちょうどトイレもないという形のなかで観光夕張の発信の公園という市民の思いもあって、この辺については継続的に現状の部分管理していきたいと、そういうことでお答えしています。その時も来年度以降も、という意味合いを込めて申し上げているつもりでございます。ですから、来年以降も基本的には今現状開園している部分については維持していこうと、そういう考え方でおります。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 だから今聞いている。去年とそれだったら同じ答え何ですよ。ですから、そろそろその方向性をどうしていかなければいけないのかということをもう少し一歩進んだ答えというものが出ないもの何でしょうか。毎年、毎年、そういうふうにした

だ継続していきたい、考えていく、これではどうなのかなど。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 ただいまのご意見のとおり、毎年、毎年管理費だけかけてずうっといくのではなくて、活用をどうするのかと。こういうことだろうと思いますので、これについて検討を考えていきたいと思えます。今のところは言えませんが、考えていきたいと思えます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 私の考えは、折角ある程度予算をかけて管理もされているのであれば、ただ単に通年のなかではオープンは出来ないけれども、もちろんそこには何かお店を開いてもらうにしても何にしても、また指定管理云々の問題も出てくるでしょうし、そこまではならないにしても、例えば何かそれこそ町内なり、市民の有志、団体なりに何かレクリエーションごとで使っていただきたか、そういうような企画なり、提案をしていくというのも、これまた行政の役目なのではないのかなという部分があるので、そういう前向きな活用方法の仕方というのを出されると、ただ単に管理をしているだけではないんだということがより一層前向きに出てくるのではないかなと思うんですけども、その辺を含めて、これは要望になりますけども、もしお答えあったらお答えいただければと思いますけども。

●角田委員長 はい、要望として押さえておくということであります。はい、土木費ですね。

高橋委員。

●高橋委員 これに付随して、まずその他の管理委託料はわかりました。丁未風致公園なり、石炭の歴史村公園の整備関係でということでもわかりましたけれども、その他の諸々の市内における公園の整備体制のあり方、これは 21 年度段階ではどういうふうの実績として、逆に何かされてきているものなのか、決算で出てきていないところを見ると何もされていないのかも知れないですけど、ボランティアか何かでされているものなのか、その辺を踏まえてどうい

うような管理状況をされているのか。

●角田委員長 主幹。

●熊谷建設課主幹 公園の維持管理につきまして、サポートセンター及び市の職員直営により草刈り及び施設の補修等を行っている状況でございます。

都市公園につきましては、市内 16 か所を今現在維持管理している形であります。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 それは今ある都市公園の 16、17 ですか、それは全部サポート的な要素でやっていただいているということで判断しておいていいんですか。

●角田委員長 主幹。

●熊谷建設課主幹 後は地域的なボランティア、地域でお祭り等を前に草刈り等を行っていただいている町内会もでございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 例えば委託料の中ですから、これ先ほどの公園管理委託料の部分に重複してくるのかも知れませんが、委託の中で例えばシルバー人材センター等にも委託している関係等々もございますよね。多分。ないのかな。草刈り業務一つの状況でいっても、その辺は何か委託として発生している経過はないものですか。

●角田委員長 主幹。

●熊谷建設課主幹 草刈り業務としてシルバー人材センター等には委託してございません。あくまでも直営とサポートセンターと地域のボランティア等で今の公園が維持管理されております。

●角田委員長 よろしいですか。

高橋委員。

●高橋委員 わかりました。決算委員会ですから、とりあえずないということでもありますから、まずそれ以上のものでもないと思いますので理解はしておきますけども、これちょっと今後の対応もありますので、委員会等々のなかでも継続的に質疑させていただきたいと思えますので、その部分の取り扱いの方をよろしくお願いします。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 高橋委員からの質問の中でボランティア等の清掃という部分がありましたが、環境生活の中で各市民団体、町内会、ボランティアグループ等から地域ボランティア清掃ということで市民課においては 29 件の申請がありました。場所につきましては、町内会活動における公園付近の草刈りですとか、道路清掃、その他一般市道の道路沿いということで申請がありました。これは市民の積極的な参加によって委託料に反映しないボランティア清掃ということでごみ袋を提供しているところです。

●角田委員長 はい。よろしいですか。

8 款土木費。

伝里委員。

●伝里委員 03、除雪費何ですけれども、1,338 万円の不用額が出ていますが、昨年度の降雪量も少なかったこともあると思いますけれども、この辺の経費の削減に繋がった要因は他に何かありますでしょうか。

●角田委員長 主幹。

●熊谷建設課主幹 平成 20 年度と平成 21 年度の差何ですけれども、出勤回数につきましては平成 21 年度市内本町から紅葉山までの出勤で 95 回、21 年度につきましては 82 回と 13 回の減少になっております。降雪量につきましては、755 センチということで平成 20 年度よりも 36 センチのマイナスの降雪量となっております。主に出勤回数が要因と考えられます。

●角田委員長 伝里委員。

●伝里委員 出勤回数もそう何ですけれども、昨年の除雪体制を見ていると、結構きめ細かにやっていたらと思うのです。その効果があつて後々排雪に行かなくても良いとか、そういう効果もあつたのではないのでしょうか。

●角田委員長 主幹。

●熊谷建設課主幹 委員会でもいろいろご報告しておりますけれども、こまめなパトロールによって、こまめな拡幅等の実質要望もございまして、かなり 20 年度に比べて 21 年度はかなりきめ細かな除雪を心掛けて、そういう拡幅等を含めてやっているのが

事実でございます。

●角田委員長 伝里委員。

●伝里委員 今シーズンも同じような体制をとっていただいて経費削減に努めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

●角田委員長 要望でよろしいですね。

土木費、

9 款消防費、137 ページから 140 ページまで。

[発言する者なし]

10 款教育費、141 ページから 154 ページまで。

高橋委員。

●高橋委員 平和運動公園のことでお聞きしておきたいのですけれども。これ委託をされてこういうふうになっているのですけれども、使用するにあたっての手続きですとか、ご承知のとおり施設に関しては、土・日を中心に毎週、毎週のように夏場を中心に混雑している状況、私も十分見ているからわかるのですが、一方で市民間の方からも使いたくてもなかなか予約が埋まっていて使えないのだと、こういうことであれば市民の多目的、総合的に使う観点でいっても何らかのサービスの要素、配慮というのも考えていかなければいけない部分もあろうかと思えますし、ちなみに委託されているから当然報告は受けているでしょうけれども、どれくらい前から相当数埋まっているものなのですか。いついつというアバウトなものでもいいので、例えば話によると 1 年も前からある程度予約もされていて土・日、という土・日はほぼ事前に相当押さえられているというのが現状らしいのですけど、果してそういう状況になっているものなのかどうなのか、その辺お聞かせいただければと思いますけれども。

●角田委員長 教育課総括主幹。

●池田教育課総括主幹 平和運動公園につきましては、毎年 5 月からサッカーの関係でめろん旗ですとか、大規模な大会等については継続して埋まる状況にあります。また、文化スポーツセンター等の関係につきましても、団体でやるバスケットですとか、ミニバスケット、その他毎年各大学の合宿等で来る

ものについては毎年、次年度についても予約をしていくという形にもなっております。土・日の関係では結構な利用が、市内の関係でありましたら、各種サークル活動である程度埋まっているということは埋まっております。定期的に待つことがございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 もう一度言いますが、一方で民間からは使いたくても使えない。特に、仕事との関係でいったら平日は空いているけど、土・日はなかなか集中して相前から予約してもなかなか取れない。ですから、この辺の予約状況の部分で果してどうなのかというのが一つと、それとこの辺の何か市民に対する配慮というか、そういう部分の対策というか、そういう部分何か考えられないのかということ何です。まずこの部分をお聞かせくださいということ何です。

●角田委員長 教育長。

●小林教育長 平和運動公園の活用等についてのお話かと思うのですが。ご承知のように合宿等、また大きな大会等、市民にとってみれば、私達使いたいときに使えないんだという、そういったような気持ちがあるということはそれなりにお聞きしているところであります。ただ、全体として、文化スポーツセンターもそうですけれども、大体1年くらいを一つの基本にしながら予約を入れていくというような過程のなかで入ってきて、なおかつ全道規模の大会であるとか、あるいは空知管内規模の大会であるとか、先ほど出ていましたけれども合宿であるとか、どうしてもそういったものが優先して入っていくために市民がこの日といった時になかなか埋まらない状況というのがあるのかというふうに思います。ただ、どうしても市民全体でここに使いたいというようなことがあった時には予め入っているところも含めて調整をするという機能については当然入れたところとの関係も出てきますけれども、今までもそのような対応をしていたというふうに思っています。是非ご理解いただきたいというふうに思います。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 まず、わかりました。特に大きめの大会含めてそういった部分の合宿的なものというのはほぼ極端に言えば1年も前から、次の年のものを押さえしていくというような形でやられているのでしょし、確かに合宿ですとか、大きめの大会とか、それらについては当然宿泊が伴う部分でありますから、本市にとっては市内の経済効果全般に関係すると、これは良いことだと思いますし、これからもどんどんそういう活用性というのを活かしていくべきだと思うのです。ただ、先ほども言ったとおり市民の間では、やはりなかなかそれが使いにくい、また予約をしても満杯、満杯と言われるだけだということになっているものだから、これは一つ要望になるかも知れないけれども、時期も難しいのかも知れないのですけれども、例えば市民還元デーとか、何かそういうふうに設けることであまり混雑しない日程とかに、例えば土・日とか限定して、この日は市民にオープンに貸し出しますよとか、そのようなPRとか、貸出方法というか、当然料金は取る訳ですから、優先的に市民に活用していただくような方策というのが必要になってくるんじゃないかと思うので、この辺は教育委員会の方で平和運動公園含めて全般の体育施設をお預かりしていると思いますので是非とも前向きに検討していただければと思いますので。

●角田委員長 教育長。

●小林教育長 お話がありました現状どの程度市内の団体なりそういったものが要求しているのかということも調べて、今おっしゃられた提案も含めて検討はしてみたいというふうに思います。

現在、還元といいますか、体育の日は限定して市民に開放しているということでもありますので、それは今年度も同様に対応していきたいというふうに思います。

●角田委員長 よろしいですか。

10 款教育費、

11 款公債費、155 ページ。

〔発言する者なし〕

12 款諸支出金、156 ページ。

〔発言する者なし〕

13 款繰上充用金、157 ページ。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、次に歳入に入ります。

41 ページをお開き願います。

1 款市税、43 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

2 款地方譲与税、44 ページ。

〔発言する者なし〕

3 款利子割交付金、45 ページ。

〔発言する者なし〕

4 款配当割交付金、46 ページ。

〔発言する者なし〕

5 款株式等譲渡所得割交付金、47 ページ。

〔発言する者なし〕

6 款地方消費税交付金、48 ページ。

〔発言する者なし〕

7 款自動車取得税交付金、49 ページ。

〔発言する者なし〕

8 款地方特例交付金、50 ページ。

〔発言する者なし〕

9 款地方交付税、51 ページ。

〔発言する者なし〕

10 款交通安全対策特別交付金、52 ページ。

〔発言する者なし〕

11 款分担金及び負担金、53 ページ。

〔発言する者なし〕

12 款使用料及び手数料、54 ページから 59 ページまで。

〔発言する者なし〕

13 款国庫支出金、60 ページから 65 ページまで。

〔発言する者なし〕

14 款道支出金、66 ページから 73 ページまで。

〔発言する者なし〕

15 款財産収入、74 ページから 75 ページまで。

〔発言する者なし〕

16 款寄附金、76 ページ。

〔発言する者なし〕

17 款繰入金、77 ページから 78 ページまで。

〔発言する者なし〕

18 款繰越金、79 ページ。

〔発言する者なし〕

19 款諸収入、80 ページから 85 ページまで。

〔発言する者なし〕

20 款市債、86 ページ。

〔発言する者なし〕

次に、158 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が、また 159 ページから 160 ページの間には職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

---

次に、国民健康保険事業会計に入ります。

177 ページをお開き願います。このページから 191 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。163 ページから 174 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、192 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

---

次に、市場事業会計に入ります。

200 ページをお開き願います。このページから 201 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。195 ページから 197 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、202 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が記載され

ておりますので、ご覧願います。

---

次に、老人保健医療事業会計に入ります。

213 ページをお開き願います。このページから 216 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。205 ページから 210 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、217 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が記載されておりますので、ご覧願います。

---

次に、公共下水道事業会計に入ります。

227 ページをお開き願います。このページから 232 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。220 ページから 224 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、233 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

---

次に、介護保険事業会計に入ります。

249 ページをお開き願います。このページから 261 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。236 ページから 246 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、262 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願

います。

---

次に、診療所事業会計に入ります。

271 ページをお開き願います。このページから 272 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。265 ページから 268 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、273 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が記載されておりますので、ご覧願います。

---

次に、後期高齢者医療事業会計に入ります。

283 ページをお開き願います。このページから 287 ページまで歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。276 ページから 280 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、288 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

---

次に、水道事業会計について一括審査に入ります。

〔発言する者なし〕

---

次に、290 ページをお開き願います。

このページから 295 ページまでは財産に関する調書でありますので、ご欄願います。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 291 ページの出資による権利ということで何件かあるのですが、その中で今年度財団法人北海道生活文化振興基金出えん金 93 万円取り崩しというのか、なっているのですが、これは団体そ

のものがなくなってこういう形になったものかどうかということ、再建計画の時にも出資金に関してはいろいろ精査してきたのではないかと思いますので、今ある 20 件ほどの中で改めて出資する必要があるのかどうかということ直近で検討されて、そのことが今言った部分を取り崩したもののなのか、そういう検討がされているのかどうかも含めてお聞きしたいのですけども。

●角田委員長 答弁調整のために若干休憩いたします。

---

午後	3時29分	休憩
午後	3時33分	再開

---

●角田委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

教育課長。

●秋葉教育課長 ただいまの加藤委員の質問にありました財団法人北海道生活文化振興基金出えん金の関係ですが、今資料を調査しておりまして若干時間をいただきたいと思っております。申し訳ありません。

●角田委員長 再生室長。

●石原地域再生推進室長 加藤委員のご質問にお答えしたいと思います、質問の中で再生計画において出資金に係る検討についてはどのような内容だったかというご質問だと思います。お答えします。

夕張市単独で出資をするというものについては、ほぼ有りえないという考え方でありまして、例えば今後につきまして他市町村等が脱退ということで出資するのをやめるということの事例が出た場合には当然それと同調した考え方をもって、その時には脱退して他の事業に財源を充てると、歳入の確保というか、財源の確保を行うという考え方でありました。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 いろんな団体と協議しながら出資したと思うのです。夕張だけで出資することはあまりないと思うので。他との折り合いというか、ウチだ

けやめてしまっということがあるので。いろんな事情でこれだけ残っていると思うのですけども。今ちょっと聞くと、他が降りられればウチも降りられるのだとすれば、ウチから先に降りたらどうという感じがするので、そういうことではないですね。

●角田委員長 再生室長。

●石原地域再生推進室長 ただいま、委員がおっしゃいましたように、やはり単独ということではなくて市町村全体でもって、これについては出資をして事業をやっというそういう内容のものがほとんどだと思いますので夕張がこういう状況であっても、夕張市が破綻したという理由で降りるといふ訳にはなかなかいかないという結論を出したところです。

---

午後	3時37分	休憩
午後	3時39分	再開

---

●角田委員長 加藤委員、今答弁調整ということでしたが、若干資料等の問題もありまして後ほど報告ということにさせていただきたい。そのようにいたします。

次に、190 ページをお開き願います。重複します。

高橋委員。

●高橋委員 財産に関する関係で、物件の中で鉱業権、これ平成 21 年度に継続的に手続きを取ったと思うのですが、担当レベルで非常に難しいのかも知れませんが、これ市長ということになるかもしれないのですけれども、結局鉱業権は現状としては取得しておいて継続的に今働かしている状況何ですけども、その後結局露頭炭の問題も含めて以前いろいろ上っていましたよね。最近さっぱりその辺の方向性の話がどういふふうに進んでいるものなのか具体的に全く見えて来てないものですから。パツタリと消えているので、何か動いているものなのかどうなのかも含めて、どちらでも結構です。市長なのか、担当なのか。

●角田委員長 総括主幹。

●芝木地域再生推進室総括主幹 高橋委員の質問の鉱業権についてお答えします。夕張市が持っているのは石炭の採掘権というものでございますが、こちらの方は取得してから2年以内に事業に着手しなければ流れてしまうという法律上の決まりがございます。その中で夕張市としては平成20年の10月に事業着手の延期というものを行いまして、今現在平成22年ですけれども、再度事業着手の延期について、まだ鉱業権の取り扱いの方針が出ていないものですからとりあえず延期という形をとらしていただきまして申請を行い、先週ですか、つい先日、その延期に関わる承認の通知が経済産業局からきたものであります。ただ、経済産業局サイドとしましても夕張市が今後鉱業権というものをどのように持つのかということについても今後検討していかなければならないのではないかとという指示も受けておりますので、今現在夕張市の方で旧北炭から受け継いだ石炭の資料というのは、緊急雇用を使って整理してございます。そのなかで例えばまるっきり今後持っても仕方ないようなものについては鉱業権の廃棄というものを含めて、そのために今の資料で調べられるところは調べていきたいというのが現在の考えでございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 権利の流れといいたしでしょうか、それについては理解しました。いずれにしても2年間何もしなければ流れてしまうということで、今後の取り扱いで一時期私たち議会も含めているんな角度から質問もさせてもらった経過もございましたし、その後この手の話については、こちらも触れてなかった部分もあったんですけども、僕も先ほど大綱の中でこれ聞くことがいいのかどうかとも思ったんですけども、ちょっと漠然と出すのも馴染まないなと思ったものだから、今財産の関する部分で鉱業権というふうに載っかっているの、ここでお聞きしていこうと思うのですが、現時点において市長の考えはどうですか。以前までの考えというのはある程度いろんな部分でわかるのですが、現時点の考えで結構で

ありますから。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 ご承知のように採掘権の取得は、市としては出来るだけ、逆にいうと採掘権を持っているものは離したくないと、何か有効活用できないのか、そういうことも含めて国とも延長、延長と来ていますけれども、現実的にはご存知のように何社か採掘等の企業も名乗りを挙げてくれたことありますけれども、現時点においてはそれぞれの企業においても費用の面とか諸々の面で話が進んでいない状況下にあります。従いまして、今現状申し上げるのは先ほど話しました資料を整備するなかで有望な鉱脈といえますか、有望な企業が出てくればそういう話も大々的に話したいと思っておりますけれども、今現在は静止した状態にあるというのが現状でございます。

●角田委員長 よろしいですか。

それでは、この間に財産に関する調書にほかございますか。

---

以上で説明に対する質問及び決算書の審査がすべて終わりましたので、これより証書類の審査を行います。

それでは、これより準備をいたしますので各委員の皆様におかれましては控室に戻られ、準備終了次第、事務局より案内させていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

---

午後 3時45分 休憩

午後 3時58分 再開

---

●角田委員長 準備が整いましたので会議を再開いたします。

これより証書類の審査に入ります。

この審査時間は20分程度とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定してまいります。それでは直ちに審査に入ります。

〔証書の審査〕

●角田委員長 皆さんの方にお諮りしたいと思います。書類審査には 20 分程度ということでありましたが、15 分、16 分程度かかっております。この間審査の方は終了されたでしょうか。

証書類の審査につきまして何か質問、ご意見等がありましたらお伺いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●角田委員長 審査については「なし」ということであります。

それでは、先ほど残した件につきまして一つ報告を受けたいと思います。

財産に関する調書で加藤委員より質問がございました。その答えを教育課長からお願いしたいと思います。

教育課長。

●秋葉教育課長 先ほど加藤委員からお尋ねがありました出資に関わります部分でございます。財団法人北海道生活文化振興基金、この財団法人につきましては解散によりまして、この部分の 93 万円を削除したところでございます。

●角田委員長 よろしいですか。

以上ですべての審査が終わりましたので、直ちに審査結果の取りまとめに入ります。

本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告の文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

異議がありませんので、正副委員長にご一任願います。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきましては、この会議の全文が会議録に登載されますので、結果のみの報告とすることとしておりますので、あらかじめお含みおき願います。

次に、採決を行います。

認定第 1 号ないし第 9 号の 9 案件については、これを認定すべきものと決定して、ご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

異議がありませんので、本 9 案件につきましては全会一致をもって、いずれもこれを認定すべきものと決定してまいります。

以上ですべて終了いたしましたので、これをもって本委員会を閉じます。

お疲れ様でした。

---

午後 4 時 19 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 24 条第 1 項の規定により、  
ここに署名する。

夕張市議会決算審査特別委員会

委 員 長